

滋賀県企業庁経営戦略（案）

－ 信頼の水で、地域の未来に貢献します －

令和3年 月

滋賀県企業庁

目 次

| | | |
|------------------------------|-------|----|
| 第1章 策定の趣旨 | | |
| 1 策定の背景、目的 | | 1 |
| 2 計画期間 | | 2 |
| 第2章 事業の概要、現状評価と課題 | | |
| 1 企業庁の体制 | | 3 |
| 2 水道用水供給事業 | | 4 |
| 3 工業用水道事業 | | 12 |
| 第3章 基本理念・基本目標 | | 21 |
| 第4章 目標の達成に向けた取り組み | | |
| 1 安全 | | 22 |
| 2 強靱 | | 24 |
| 3 持続 | | 26 |
| 第5章 投資・財政計画 | | |
| 1 基本的な考え方 | | 33 |
| 2 水道用水供給事業 | | |
| （1）投資計画 | | 33 |
| （2）財政計画 | | 34 |
| 3 工業用水道事業 | | |
| （1）投資計画 | | 36 |
| （2）財政計画 | | 37 |
| 4 健全経営の維持・向上に向けた取り組み について | | 40 |
| 第6章 計画の推進 | | 42 |
| 資料編 | | |
| ・ 収支見通し算定条件 | | 44 |
| ・ 用語集 | | 46 |
| ・ 工業用水道 受水企業アンケート集計結果 | | 50 |
| ・ 滋賀県企業庁水道ビジョン懇話会 委員 | | 53 |

第1章 策定の趣旨

1. 策定の背景・目的

企業庁では、平成23年3月に、長期的な展望に立った事業運営の指針となる「滋賀県企業庁水道ビジョン（以下「企業庁水道ビジョン」といいます。）」（計画期間：平成23年度～令和2年度）を策定し、また、「企業庁水道ビジョン」で掲げた基本理念の実現や目標の達成に向けた実施計画と収支計画を示した「滋賀県企業庁経営計画」（前期：平成23年度～平成27年度、後期：平成28年度～令和2年度）を策定し、これまで水道用水供給事業の事業統合や新地方公営企業会計制度の適用、水道GLPの取得、「アセットマネジメント計画」の策定や浄水施設の耐震対策など、安定供給の継続と健全経営の維持に取り組んできました。

「企業庁水道ビジョン」策定から10年が経過する中で、水道事業を取り巻く環境は、人口減少や節水技術の普及による水需要の減少、水源水質の変化、自然災害の激甚化、老朽化の進む管路や施設の更新工事の増加、技術系職員の退職が急速に進むなど、大きく変化してきています。

このような状況において、公営企業である企業庁が今後も安全な水を安定供給し、地域産業の健全な発展に貢献するためには、水道施設の更新を着実に進めるとともに災害対策を一層推進し、その基盤となる健全な経営を将来にわたり確保することが重要です。

ついでには、これまでの「企業庁水道ビジョン」の評価を踏まえ、今後の事業運営に向けた中長期的な視点に基づく経営を戦略的に進めていくために次期基本計画として「滋賀県企業庁経営戦略」（以下「企業庁経営戦略」といいます。）を策定します。

なお、策定にあたっては滋賀県が県全体の水道行政の基本計画として平成31年3月に策定した「滋賀県水道ビジョン」との整合性を図ることとします。

また、厚生労働省が水道事業者等に対して作成を推奨している「水道事業ビジョン」および総務省から策定を要請されている中長期的な経営の基本計画となる「経営戦略」として位置付けます。

滋賀県は持続可能な滋賀を目指し、SDGsの達成に向けて取り組んでいることから、企業庁経営戦略も事業の取り組みを通じてSDGsのゴールの達成に貢献します。

【主に以下のゴールの達成に貢献します】



全ての人の水と衛生の利用可能性と管理を確保する



強靱(レジリエント)なインフラ構築、かつ包摂的持続可能な産業化の促進及びイノベーションの促進を図る

2. 計画期間

「企業庁経営戦略」の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

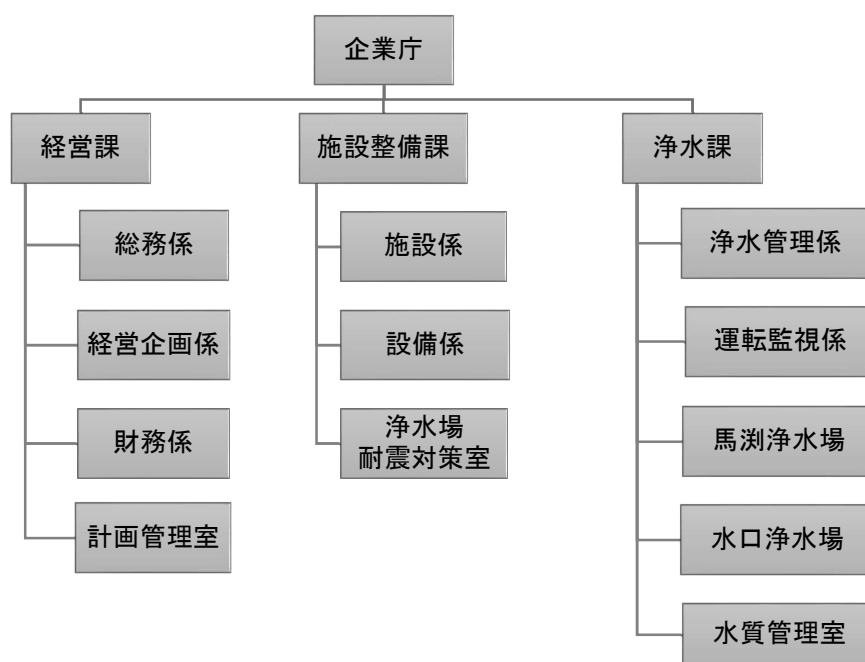
第2章 事業の概要、現状評価と課題

本章では、水道用水供給事業と工業用水道事業ごとに、事業の概要と現行の「企業庁水道ビジョン」におけるこれまでの取り組みとその評価、事業を推進する中で新たに生じた課題について整理します。

1. 企業庁の体制

昭和42年に湖南工業団地に必要な水の確保を目指して創設した湖南工業用水道事業を振り出しに、昭和43年4月1日に当庁の前身である滋賀県企業局を設置して以来、段階的に工業用水道事業および水道用水供給事業の拡充を進めてきました。

現在、企業庁長を公営企業管理者とした3課体制で、水道用水供給事業1事業、工業用水道事業2事業を運営しています。



職員数 83人（会計年度任用職員含む）
（令和2年4月現在）

図表 2-1 組織図

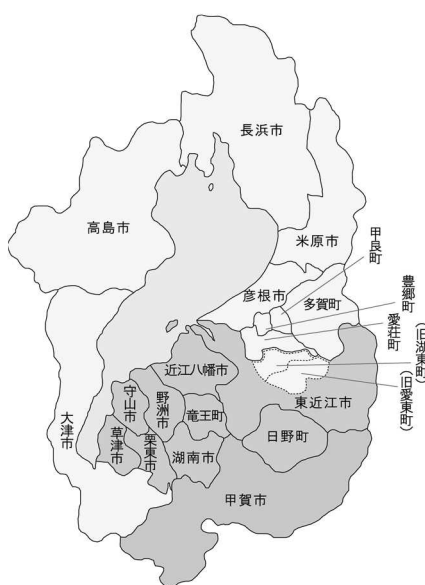
2. 水道用水供給事業

(1) 事業の概要

① 概要

昭和40年代からの都市化の進展による人口増加、産業経済の発展および生活環境の向上に伴い増大する水需要に対し、水道用水の安定確保を図るために、地域から要請を受け、県営の水道用水供給事業を開始しました。

昭和53年から南部上水道供給事業、昭和54年から東南部上水道供給事業〔中部地区〕、昭和59年から東南部上水道供給事業〔甲賀地区〕の給水を開始しました。平成23年4月に南部上水道供給事業と東南部上水道供給事業を湖南水道用水供給事業に統合し、現在に至っています。



図表 2-2 水道用水供給事業の供給区域

| 項目 | 事業名 | 湖南水道用水供給事業 | | |
|--------------------------|-----|---------------------------------|---------------------------------------------------|----------------|
| 計画給水人口(人) | | 684,000 | | |
| 計画給水量(m ³ /日) | | 198,800 | | |
| 給水区域 | | 8市2町 | | |
| | | 草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市 | 近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町 | 甲賀市 |
| 浄水場 | | 吉川浄水場 | 馬淵浄水場 | 水口浄水場 |
| 水源 取水地点 | | 琵琶湖 野洲市吉川 | 琵琶湖 近江八幡市南津田町 | 野洲川 湖南市三雲 |
| 給水開始 | | 平成23年4月1日(事業統合) | | |
| | | 南部上水道供給事業 | 東南部上水道供給事業(中部) | 東南部上水道供給事業(甲賀) |
| | | 第1次 昭和53年8月11日 第2次 平成17年4月1日 | 第1次 昭和54年11月21日 第2次 昭和57年7月1日 第3次 昭和60年7月1日 | 昭和59年6月1日 |

図表 2-3 水道用水供給事業の概要

② 受水市町の水道事業概要

受水市町の平成 30 年度における給水人口、給水実績は次のとおりとなっています。

| | 給水人口 (人) | 実績 | | |
|-------|-------------|----------------------------|----------------------------|-----------------|
| | | 1日当たり | | 一人1日当たり |
| | | 最大 給水量(m ³) | 平均 給水量(m ³) | 平均給水量 (リットル) |
| 草津市 | 133,987 | 51,747 | 46,151 | 344 |
| 守山市 | 83,229 | 28,713 | 25,948 | 312 |
| 栗東市 | 69,490 | 27,172 | 24,036 | 346 |
| 野洲市 | 51,041 | 22,530 | 20,304 | 398 |
| 湖南市 | 54,998 | 24,804 | 20,129 | 366 |
| 近江八幡市 | 81,746 | 29,433 | 25,304 | 310 |
| 東近江市 | 99,309 | 35,878 | 32,227 | 325 |
| 日野町 | 20,315 | 9,885 | 7,384 | 363 |
| 竜王町 | 11,545 | 5,215 | 4,490 | 389 |
| 甲賀市 | 91,658 | 42,203 | 36,685 | 400 |

【出典】平成 30 年度 滋賀県の水道

図表 2-4 受水市町の水道事業概要

③ 料金

料金は、基本水量（1日最大給水量）に基づく定額の基本料金と実際に使用した水量に応じて算出する使用料金からなる「二部料金制度」を採用しています。

平成 22 年度までは地区ごとに料金が異なっていましたが、平成 23 年度に使用料金を、平成 28 年度に基本料金を統一し、現在は全給水区域で同一料金となっています。

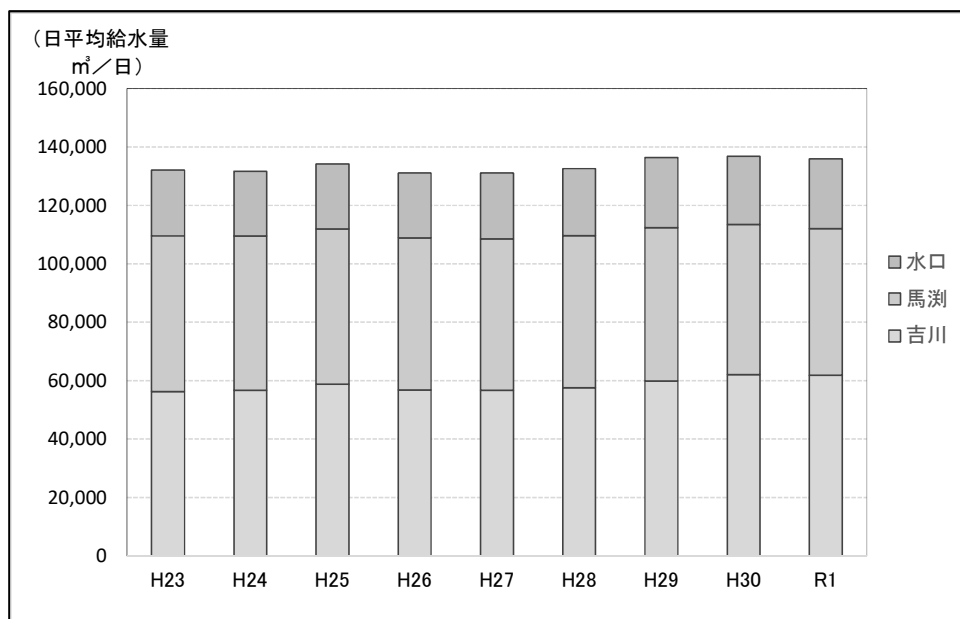
(単位:円/m³)

| | H23.4.1～ | | H28.4.1～ | H30.4.1～(現在) |
|--------------|----------|-------|----------|--------------|
| 基本料金 (月額) | 吉川 | 1,270 | 1,270 | 1,270 |
| | 馬渚 | 1,315 | | |
| | 水口 | 1,679 | | |
| 使用料金 | 27.0 | | 31.3 | 29.2 |

図表 2-5 料金改定の状況

④ 給水量の推移

近年の日平均給水量は、横ばい傾向で安定しています。

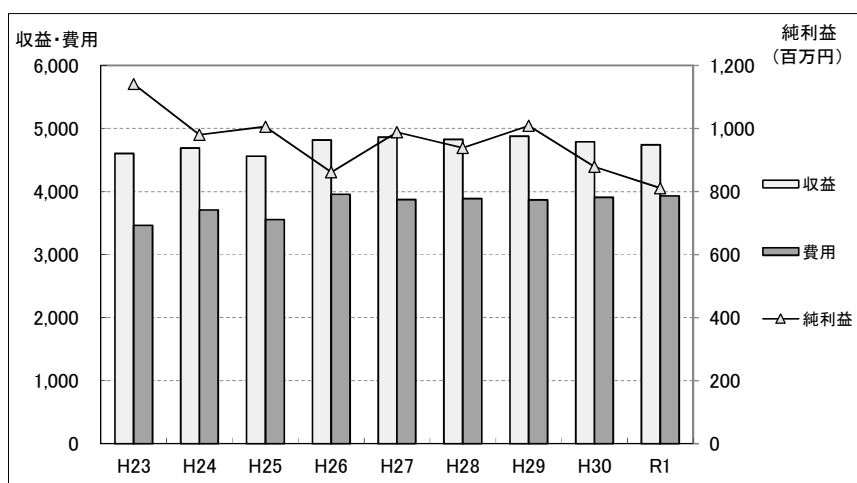


図表 2-6 日平均給水量の推移

⑤ 経営状況

ア. 収益的収支

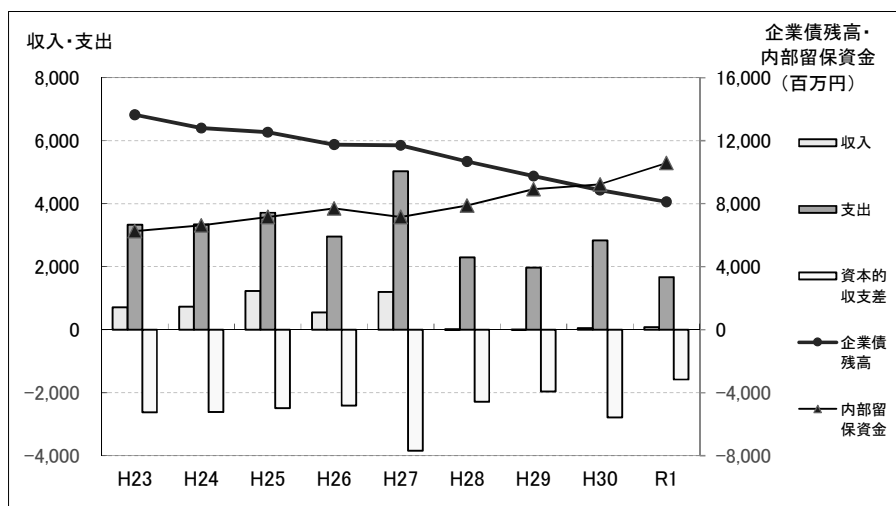
黒字経営を維持しています。収益、費用とも多少の増減はあるものの横ばい傾向にあり、純利益はほぼ横ばいで推移しています。



図表 2-7 収益的収支の推移

イ. 資本的収支

資本的支出では、送水管路や設備の更新、浄水場の耐震対策を進めています。企業債については、元金の償還を計画的に行っており、令和元年度末時点での残高は約 81 億円です。



図表 2-8 資本的収支の推移

ウ. 経営指標

経常収支比率は 100%を上回っていれば、単年度の収支が黒字であることを示すものです。近年は全国平均を上回って推移しており、安定した経営状況を維持しています。

(%)

| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 滋賀県 | 130.2 | 126.4 | 128.3 | 126.0 | 125.5 | 124.1 | 126.1 | 122.4 |
| 全国平均 | 107.6 | 108.2 | 108.8 | 113.0 | 113.6 | 114.3 | 113.4 | 112.8 |

図表 2-9 経常収支比率の推移

(2) 企業庁水道ビジョンの取り組みと実績、評価

① 主な取り組み

【安心】

- ・ 集中監視制御システムの導入による運転監視業務の一元管理（平成 23 年度）
- ・ 水安全計画の策定（平成 24 年度）
- ・ 新水質試験棟を本格稼働（平成 26 年度）
- ・ 水道 G L P の取得による水質検査技術の向上（平成 27 年度）
- ・ 残留塩素濃度差の改善に向けた追加塩素設備の導入（平成 28、30 年度）
- ・ かび臭気物質連続測定装置の導入によるかび臭の常時監視体制の強化（平成 30 年度）
- ・ 朝国導水ポンプ場、水口浄水場の活性炭・薬品注入設備の整備（平成 29、30 年度）
- ・ 浄水場見学や出前講座等の実施
- ・ 被災地への応急給水支援や水道復旧応援

【安定】

- ・ 「アセットマネジメント計画（平成 28 年度～令和 37 年度）」の策定および計画に基づく施設・管路の更新（平成 28 年度～）
- ・ 浄水施設の耐震化に向けた取り組み（平成 23 年度～）
- ・ 「事業継続計画（震災編）」の策定（平成 27 年度）
- ・ 管路管理システムの構築・運用（平成 26 年度）
- ・ 「琵琶湖を水源とする水道水のかび臭対策マニュアル」の作成（平成 29 年度）
- ・ 放射性物質検査機器の導入（平成 26 年度）
- ・ 非常用発電設備の整備、更新

【持続】

- ・ 組織改編【本庁、各水道事務所の業務を吉川浄水場に集約】（平成 23 年度）
- ・ 健全経営（黒字経営）の維持
- ・ 3 浄水場の基本料金の統一（平成 28 年度）
- ・ 水道職員の計画的採用（平成 23 年度）
- ・ 研修の 3 カ年計画によるスキルアップと技術継承（平成 25 年度）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に対して「新型インフルエンザ等対策事業継続計画」に準拠した対応を実施（令和元年度）

【環境】

- ・「琵琶湖森林パートナー協定」による森林づくり活動の実施(平成23年度～)
- ・環境レポートの作成(平成26年度～)
- ・民間事業者との連携によるマイクロ小水力発電システムの稼働(令和2年度)
- ・省エネルギー施設、設備の導入
- ・浄水発生土、建設副産物の再利用

【国際】

- ・海外からの視察受け入れ

② 目標指標の実績と評価

総合評価

◎：100%以上 ○：80%以上 △：50%以上 ▲：50%未満

| 基本目標 | 指標 | 優位性 | 目標値 | 実績 | | | | | | | | | | 総合評価 |
|------|---------------------------------|-----|-------|------|------|------|------|------|-------|------|------|------|---|------|
| | | | R2 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | | |
| 安心 | かび臭から見たおいしい水達成率(%) | ↑ | 70 | 60 | 50 | 50 | 45 | 55 | 5 | 55 | 80 | 75 | △ | |
| | 総トリハロメタン濃度基準比(%) | ↓ | 30 | 38 | 49 | 57 | 36 | 34 | 31 | 35 | 34 | 36 | ▲ | |
| | 水質苦情件数(件) | ↓ | 0 | 0 | 171 | 0 | 0 | 0 | 1,189 | 31 | 0 | 1 | △ | |
| 安定 | 浄水施設の耐震化率(%) | ↑ | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ▲ | |
| | ポンプ所の耐震化率(%) | ↑ | 65 | 36.8 | 36.8 | 36.9 | 40 | 40 | 40 | 40.7 | 40.7 | 40.7 | △ | |
| | 管路の耐震化率(%) | ↑ | 40 | 29.8 | 30.2 | 30.7 | 30.7 | 34.2 | 34.2 | 34.2 | 35 | 36.7 | ○ | |
| | 自家発電設備容量率(%) | ↑ | 70 | 63.5 | 70 | 70 | 86.5 | 86.5 | 90.8 | 90.2 | 90.2 | 90.2 | ◎ | |
| 持続 | 料金回収率(%) | ↑ | 102以上 | 129 | 125 | 127 | 127 | 126 | 125 | 126 | 123 | 122 | ◎ | |
| | 経常収支比率(%) | ↑ | 108以上 | 130 | 128 | 128 | 126 | 126 | 124 | 126 | 122 | 121 | ◎ | |
| | 給水収益に対する内部留保資金の割合(%) | ↑ | 80以上 | 139 | 148 | 159 | 172 | 160 | 175 | 197 | 207 | 239 | ◎ | |
| | 給水収益に対する企業債残高の割合(%) | ↓ | 320以下 | 304 | 285 | 278 | 262 | 261 | 238 | 216 | 199 | 183 | ◎ | |
| 環境 | 過去5年間のエネルギー使用原単位変化率対前年比(%) (共通) | ↓ | -1 | -1 | -0.1 | -0.6 | -1.2 | -1.1 | -1.1 | 0.2 | 1.5 | 0.4 | △ | |
| | 浄水発生土の有効利用率(%) | ↑ | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | ◎ | |
| | 建設副産物のリサイクル(%) | ↑ | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | ◎ | |

※目標値補足

「かび臭から見たおいしい水達成率」および「総トリハロメタン濃度基準比」については、年間平均値ではなく、年間最大値で評価しています。

図表 2-10 水道用水供給事業 目標指標の実績(H23～R1)

(3) 課題

① 安心

- ・平成 28 年度には吉川および馬淵浄水場の原水（琵琶湖水）でこれまでに経験したことのない濃度のかび臭原因物質が発生し、水質基準を超過した水道水を送水する事態が発生しました。今後も環境の変化などの影響による水質の変化が懸念されることから、水質状況を的確に把握するとともに、関係者との情報共有が必要です。
- ・これに対応するため、馬淵浄水場へのかび臭気物質連続測定装置の導入や水口浄水場への活性炭注入設備の整備を行いました。馬淵浄水場の活性炭注入設備が未整備であるため整備を行う必要があります。
- ・施設、設備、管路の老朽化が進行しており、定期的な点検に基づく適正な維持管理が必要です。

② 安定

- ・施設、設備、管路の計画的な更新を進めるため、平成 27 年度に策定した「アセットマネジメント計画」に基づき、計画的な事業の推進に取り組んでいます。事業進捗に若干の遅れがあります。
- ・各浄水場の耐震診断の結果、液状化被害が想定される吉川浄水場では、新たに施設規模 3 万 m³/日の浄水施設の整備を進めています。その他の浄水場についても必要な耐震対策工事を進める必要があります。
- ・平成 30 年の西日本豪雨や令和元年の台風 19 号では、全国各地で浄水場の浸水や土砂災害により広域的、長期的な断水が発生しました。今後、企業庁の浄水施設等においても大雨による浸水が想定されることから、各施設における浸水対策を進める必要があります。
- ・事故や自然災害に備え、非常用発電設備の整備を進めてきたところですが、一部小規模施設においては未整備となっており、既に整備済みの施設においても老朽化が進んでいることから、設備の整備、更新が必要となっています。
- ・令和 2 年に発生した新型コロナウイルス感染症のような新たな危機事案や今後発生が予測される南海トラフ地震等の発生時においても、水道水を供給できる施設の整備や体制の確保が求められています。

③ 持続

- ・今後、更新工事の増加や人口減少に伴う水需要の減少が想定されることから、適正な料金設定を行うとともに、施設規模の適正化を始めとする更なる経営の効率化を進める必要があります。

- ・地域で事業を行う公営企業として、県内企業への発注機会の拡大など地域経済活性化への貢献が求められています。
- ・高度化、多様化している課題に対応しながら、経営の効率化を進めるために、A I や I C T などの新たな技術や民間の優れた取り組みを調査、研究し、必要に応じて導入を検討していきます。
- ・企業庁では令和 2 年 4 月現在、水道職のうち 50 歳以上が 4 割以上を占めており、36 歳から 50 歳までの中間層の職員が 2 割程度と年齢構成に偏りがあるため、技術の継承と人材育成が急務となっています。
- ・県において「水道広域化推進プラン」作業を進めており、企業庁も策定協議に参画していくことが求められています。

④ 環境

- ・これまで省エネルギー設備の導入や浄水発生土、建設副産物の再利用など環境に配慮した取り組みを進めてきたところですが、気候変動適応法の制定や二酸化炭素排出量実質ゼロの動きを受け、更なる二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組みを行う必要があります。

⑤ 国際

- ・引き続き、海外からの視察等には相手方やその意向に応じて柔軟に対応できるよう、受け入れにあたっては態勢を充実させることが必要です。

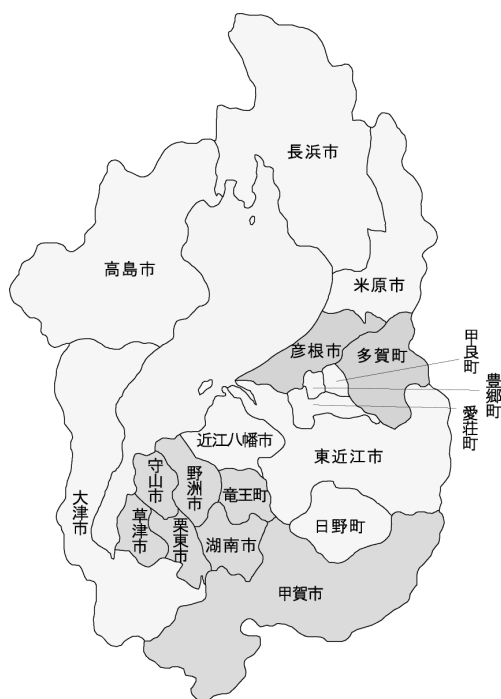
3. 工業用水道事業

(1) 事業の概要

① 概要

高度経済成長に伴い、増大する水需要に対応するため、県南部地域では昭和43年から、県東部地域では昭和46年から工業用水の給水を開始しました。

令和2年4月時点で、彦根工業用水道は14社、南部工業用水道は43社の企業に給水をしています。



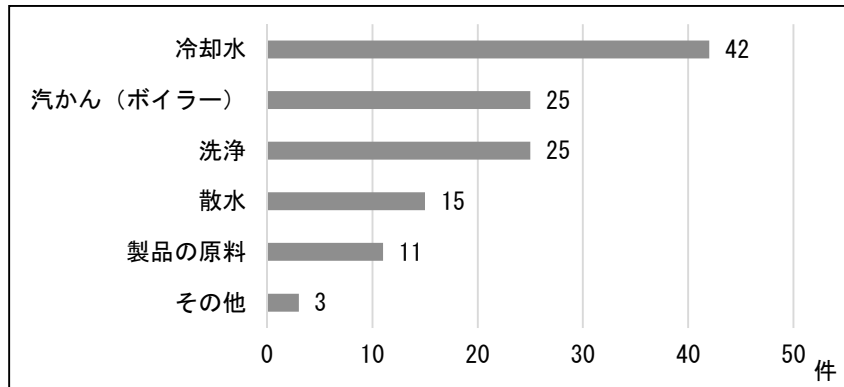
図表 2-11 工業用水道事業の供給区域

| 項目 | 工業用水道事業 | |
|------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------------------------|
| | 彦根工業用水道事業 | 南部工業用水道事業 |
| 給水対象 給水区域 | 受水企業 14社 〔彦根市、多賀町 1市1町〕 | 受水企業 43社 〔草津市、守山市、栗東市、野洲市 湖南市、甲賀市、竜王町 6市1町〕 |
| 計画給水量 (m ³ /日) | 48,500 | 83,860 |
| 水源 取水地点 | 琵琶湖 彦根市八坂町 | 琵琶湖 野洲市吉川 |
| 給水開始 | 昭和46年5月1日 | 旧湖南地区 昭和43年5月1日 南部地区 昭和54年4月1日 石部甲西地区 昭和56年5月1日 |

図表 2-12 工業用水道事業の概要

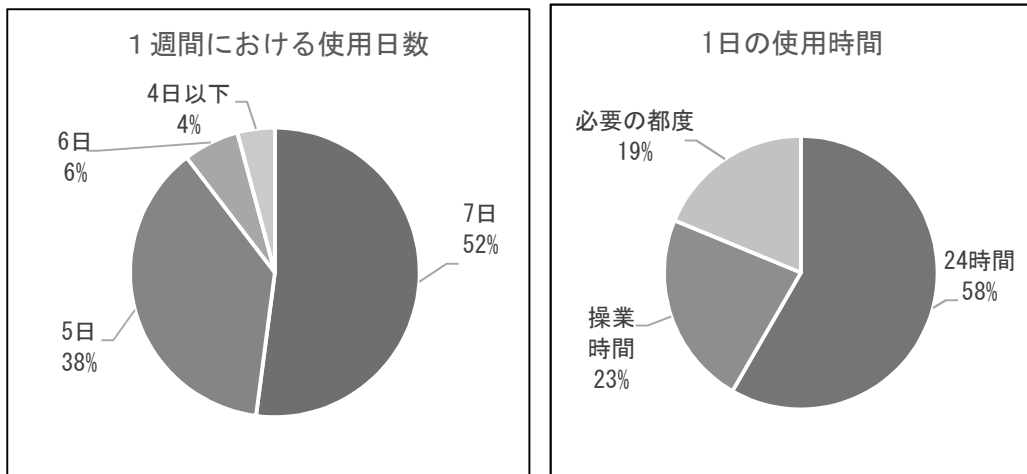
② 工業用水の利用状況

工業用水は受水企業によって、冷却水、汽かん(ボイラー)、洗浄など、様々な用途で使用されています。



図表 2-13 受水企業の主な使用用途

使用状況について、毎日(7日)使用している、24 時間使用していると回答した企業はいずれも半数以上となっています。



図表 2-14 受水企業の使用状況

【工業用水道受水企業アンケート(令和2年7月実施)】

③ 料金

料金は、基本水量に基づく定額制の基本料金と実際に使用した水量に応じて算定する使用料金からなる「二部料金制度」を採用しています。

南部工業用水道事業は、平成 30 年 4 月に基本料金の見直しを行っています。

なお、彦根工業用水道事業は、事業創設時に設備整備にかかる事業費の一部を受水企業が負担したことや原水の状態で送水していることから南部工業用水道と比較して料金が低くなっています。

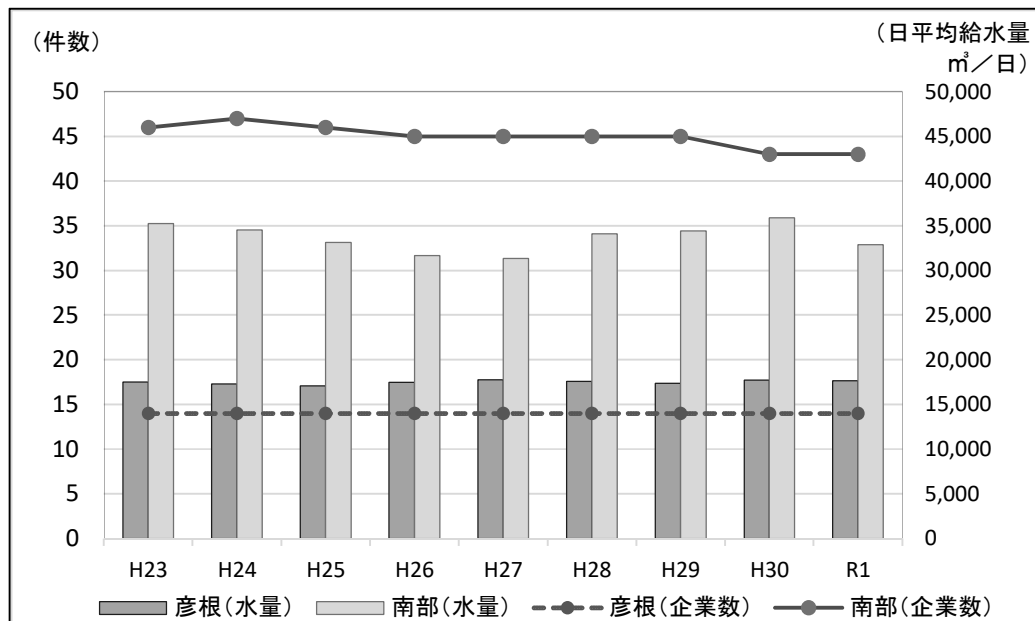
(単位:円/㎡)

| | 彦根工業用水道 | 南部工業用水道 | |
|------|---------|-----------|--------------|
| | | ～H30.3.31 | H30.4.1～(現在) |
| 基本料金 | 14 | 40 | 34.7 |
| 使用料金 | 3 | 8 | 8 |

図表 2-15 料金改定の状況

④ 給水量の推移

近年の日平均給水量は、彦根工業用水道は横ばい傾向であり、南部工業用水道は3万1,000 m³から3万6,000 m³の間で推移しています。



図表 2-16 受水企業、日平均給水量の推移

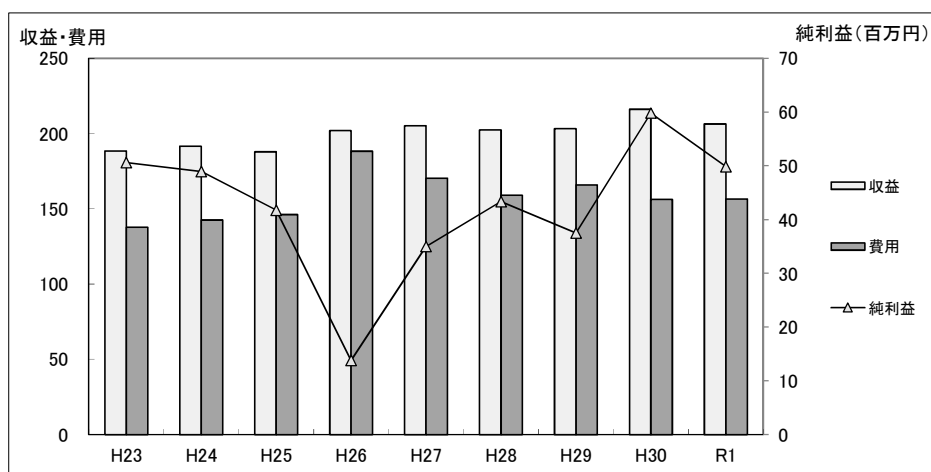
⑤ 経営状況

ア. 収益的収支

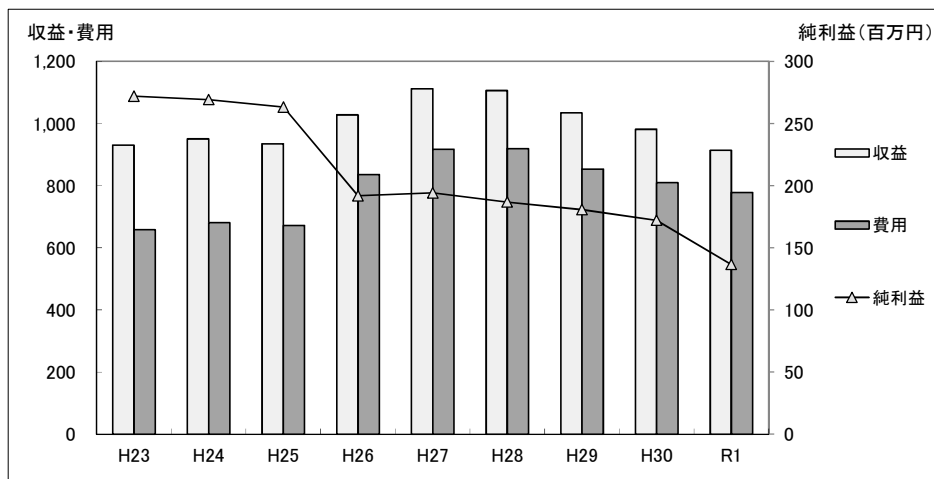
いずれの事業も黒字経営を維持しています。

なお、彦根工業用水道事業の純利益は、平成 26 年度に企業債の全額繰上償還に伴う特別損失の計上などにより一時的に減少しました。

また、南部工業用水道事業の純利益は平成 26 年度に固定資産の償却制度の改正の影響を受けて減少しました。



図表 2-17 彦根工業用水道事業・収益的収支の推移

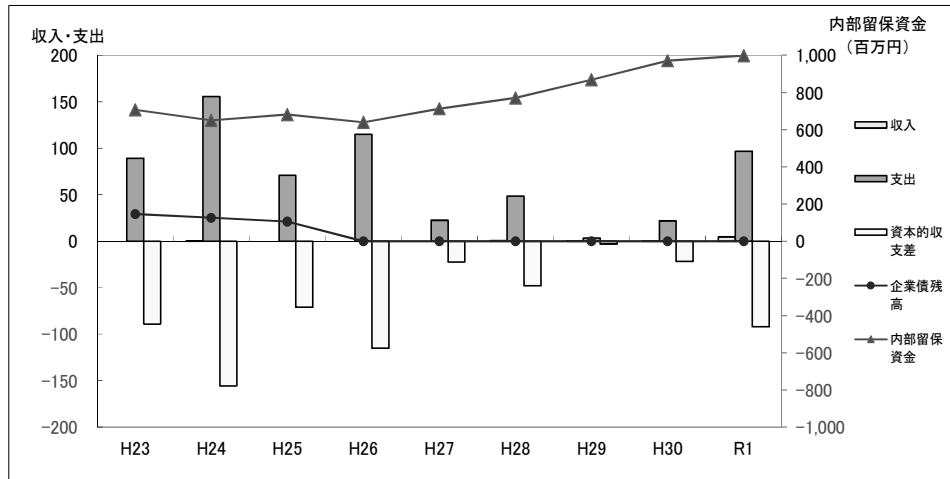


図表 2-18 南部工業用水道事業・収益的収支の推移

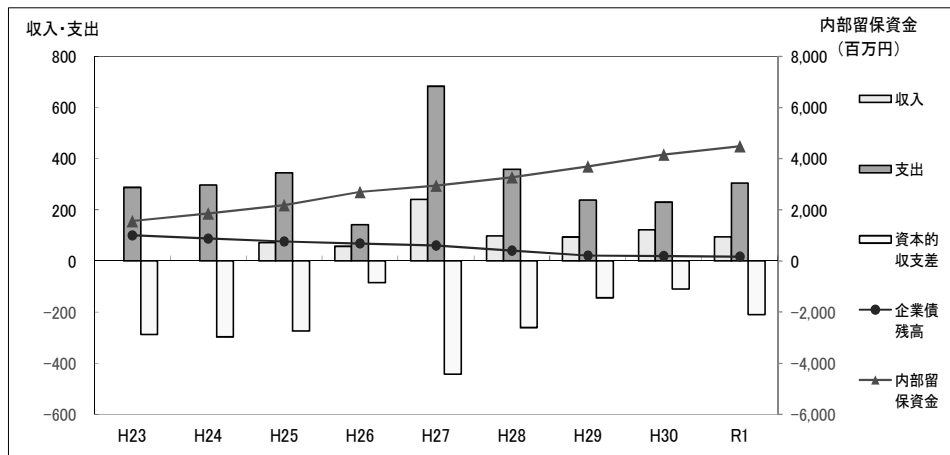
イ. 資本的収支

資本的支出では、送水管路や設備の更新を進めています。

企業債については、彦根工業用水道事業では平成 26 年度に全額繰上償還を実施し、南部工業用水道事業では計画的に元金の償還を進めており、令和元年度末時点での残高は約 2 億円となっています。



図表 2-19 彦根工業用水道事業・資本的収支の推移



図表 2-20 南部工業用水道事業・資本的収支の推移

ウ. 経営指標

経常収支比率は100%を上回っていれば、単年度の収支が黒字であることを示すものです。概ね全国平均を上回っており、工業用水道事業は安定した経営状況を維持しています。

経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 滋賀県 | 140.5 | 138.7 | 137.4 | 126.5 | 121.1 | 123.1 | 123.6 | 124.0 |
| 全国平均 | 113.1 | 118.0 | 121.2 | 121.0 | 122.0 | 120.2 | 119.8 | 118.9 |

図表 2-21 経常収支比率の推移

(2) 企業庁水道ビジョンの取り組みと実績、評価

① 主な取り組み

【安心】

- ・集中監視制御システムの導入による運転監視業務の一元管理（平成23年度）
- ・新水質試験棟を本格稼働（平成26年度）
- ・浄水場見学や出前講座等の実施

【安定】

- ・「アセットマネジメント計画（平成28年度～令和37年度）」の策定および計画に基づく施設・管路の更新（平成28年度～）
- ・「事業継続計画（震災編）」の策定（平成27年度）
- ・管路管理システムの構築・運用（平成26年度）
- ・放射性物質検査機器の導入（平成26年度）

【持続】

- ・組織改編【本庁、各水道事務所の業務を吉川浄水場に集約】（平成23年度）
- ・健全経営（黒字経営）の維持
- ・企業債の繰上償還
- ・新規受水企業・増量企業の需要拡大に向けた優遇制度の創設（平成28年度）
- ・水道職員の計画的採用（平成23年度）
- ・研修の3カ年計画によるスキルアップと技術継承（平成25年度）
- ・新型コロナウイルス感染症に対して「新型インフルエンザ等対策事業継続計画」に準拠した対応を実施（令和元年度）

【環境】

- ・「琵琶湖森林パートナー協定」による森林づくり活動の実施(平成 23 年度～)
- ・環境レポートの作成(平成 26 年度～)
- ・省エネルギー施設、設備の導入
- ・浄水発生土、建設副産物の再利用

【国際】

- ・海外からの視察受け入れ

② 目標指標の実績と評価

総合評価

◎ : 100%以上 ○ : 80%以上 △ : 50%以上 ▲ : 50%未満

| 基本 目標 | 指標 | 優位性 | 目標値 | 実績 | | | | | | | | | | 総合 評価 |
|----------|------------------------------------|-----|-----------|-----|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|----------|
| | | | R2 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | | |
| 安心 | 水質苦情件数(件) | ↓ | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | ○ |
| 安定 | ポンプ所の耐震化率(%) | ↑ | 45 | 16 | 16 | 16 | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 | 34 | ○ |
| | 管路の耐震化率(%) | ↑ | 16 | 9.2 | 9.2 | 9.2 | 9.2 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13.8 | ○ |
| 持続 | 料金回収率(%) | ↑ | 100 以上 | 138 | 134 | 135 | 128 | 123 | 126 | 124 | 110 | 113 | ◎ | |
| | 経常収支比率(%) | ↑ | 100 以上 | 141 | 139 | 137 | 127 | 121 | 123 | 124 | 124 | 120 | ◎ | |
| | 給水収益に対する内部留保資金 の割合(%) | ↑ | 100 以上 | 207 | 228 | 261 | 309 | 335 | 368 | 415 | 548 | 589 | ◎ | |
| | 給水収益に対する企業債残高の 割合(%) | ↓ | 300 以下 | 105 | 91 | 79 | 62.4 | 56 | 36.8 | 19.6 | 20.5 | 19 | ◎ | |
| 環境 | 過去5年間のエネルギー使用原単 位変化率対前年比(共通)(%) | ↓ | -1 | -1 | -0.1 | -0.6 | -1.2 | -1.1 | -1.1 | 0.2 | 1.5 | 0.4 | △ | |
| | 浄水発生土の有効利用率(%) | ↑ | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | ◎ | |
| | 建設副産物のリサイクル(%) | ↑ | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | ◎ | |

図表 2-22 工業用水道事業 目標指標の実績(H23~R1)

(3) 課題

① 安心

- ・近年、環境の変化に影響を受けた水質の変化がみられることから、水質状況を的確に把握するとともに、受水企業に対する速やかな情報提供が必要です。
- ・施設、設備、管路の老朽化が進行しており、定期的な点検に基づく適正な維持管理が必要です。

② 安定

- ・施設、設備、管路の計画的な更新を進めるため、平成 27 年度に策定した「アセットマネジメント計画」に基づき、計画的な事業の推進に取り組んでいますが、事業進捗に若干の遅れがあります。
- ・「アセットマネジメント計画」に基づき必要とされる耐震化について着実な取り組みが必要です。
- ・平成 30 年の西日本豪雨や令和元年の台風 19 号では、全国各地で浄水場の浸水や土砂災害により広域的、長期的な断水が発生しました。今後、企業庁の浄水施設等においても大雨による浸水が想定されることから、各施設における浸水対策を進める必要があります。
- ・事故や自然災害に備えて非常用発電設備の整備を進めてきたところですが、一部施設においては未整備となっており、既に整備済みの施設においても老朽化が進んでいることから、設備の整備、更新が必要となっています。
- ・令和 2 年に発生した新型コロナウイルス感染症のような新たな危機事案や今後発生が予測される南海トラフ地震等の発生時においても、工業用水の供給継続が求められています。

③ 持続

- ・節水への取り組みや産業構造の変化による水需要の減少や多くの管路更新を進めていく必要があることから健全経営を維持するため、適正な料金設定を行うとともに新たな受水企業を増やす取り組みが必要です。
併せて、施設規模の適正化を始めとする更なる経営の効率化を進める必要があります。
- ・地域で事業を行う公営企業として、県内企業への発注機会の拡大など地域経済活性化への貢献が求められています。
- ・高度化、多様化している課題に対応しながら、経営の効率化を進めるために、A I や I C T などの新たな技術や民間の優れた取り組みを調査、研究し、必要に応じて導入を検討していきます。

- ・企業庁では令和2年4月現在、水道職のうち50歳以上が4割以上を占めており、36歳から50歳までの中間層の職員が2割程度と年齢構成に偏りがあるため、技術の継承と人材育成が急務となっています。

④ 環境

- ・これまで省エネルギー設備の導入や浄水発生土、建設副産物の再利用など環境に配慮した取り組みを進めてきたところですが、気候変動適応法の制定や二酸化炭素排出量実質ゼロの動きなどを受け、更なる二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組みを行う必要があります。

⑤ 国際

- ・引き続き、海外からの視察等には相手方やその意向に応じて柔軟に対応できるよう、受け入れにあたっては態勢を充実させることが必要です。

第3章 基本理念・基本目標

1. 基本理念

信頼の水で、地域の未来に貢献します

『信頼の水で、地域の未来に貢献します』を基本理念に掲げ、安全な水の安定供給および地域産業の健全な発展のために貢献します。

2. 基本目標

基本理念に掲げる「信頼の水」を供給するため、「安全」「強靱」「持続」の3つの視点を基本目標として掲げ、取り組みを進めます。

安全：安全で良質な水を安定して供給します

- ・水道用水供給事業においては、水道を利用されている住民の皆さんが安心して使用できる水道水の安定供給に取り組みます。
- ・工業用水道事業においては、企業の生産活動を支えるため、安定した工業用水の供給に取り組みます。

強靱：信頼を支える強靱なライフラインを構築します

- ・自然災害に対する強靱性（レジリエンス）を高め、災害の発生時にも被災を最小限にとどめるため、老朽化した施設等（施設・設備・管路）の計画的な更新や耐震化、浸水対策に取り組みます。
- ・災害や事故に対応するため危機管理対策の向上に取り組みます。

持続：社会の変化に対応した持続可能な経営を推進します

- ・人口減少や節水機器の普及等による水需要の減少など時代や環境の変化を見据え、経営の効率化や着実な事業運営による健全な経営に取り組みます。
- ・安全な水道水を供給し続けるため、人材の育成や技術継承に取り組むとともに、市町との広域連携に取り組みます。
- ・環境に配慮した取り組みなどに努め、経済・社会・環境の調和を目指した持続可能な滋賀の実現に貢献します。

第4章 目標達成に向けた取り組み

第4章では、基本目標「安全」「強靱」「持続」の達成に向け、3つの戦略のもと基本目標ごとに取り組みを進めるとともに、目標指標を設定し、その達成に向けて取り組みを推進していきます。

- | | |
|-----|--------------------------------------|
| 戦略1 | 災害リスクを的確に把握し、リスクに応じた施設・設備の強靱化を機動的に図る |
| 戦略2 | 地域に根ざした経営を行う公営企業として、地域経済の活性化に貢献する |
| 戦略3 | 水源環境を守り、良質な水の安定した供給に取り組む |

1. 安全「安全で良質な水を安定して供給します」

(1) 水道水源への対応

・環境動向の把握と対応

【共通】

水源の水質変化を的確にとらえる必要があることから、継続的に河川や湖沼における水質調査を実施し状況を把握するとともに、県の環境部局や河川管理者など関係者との情報共有に取り組みます。

【工水】

水質の継続的な監視を行うとともに、水質の変化時には受水企業への速やかな情報伝達を行います。

・森林保全活動の実施【共通】

水源である滋賀県の森林保全に貢献するため、「琵琶湖森林づくりパートナー協定」事業に参画し、森林の下草刈などを行います。

(2) 水質管理の強化

・水道G L Pを規範とした信頼性の確保【用水】

平成27年度に県内で初めて取得した水道G L P（水道水質検査優良試験所規範）に基づく信頼性の高い水質検査を行うとともに水質検査技術の向上に取り組み、水質の信頼性の確保を図ります。

(3) 安全で安定した水の供給

・水安全計画による安全な水の供給【用水】

平成 24 年度に策定した水安全計画に基づく安全な水の供給システムによる浄水処理を実施します。また、水質に影響を及ぼす新たな環境問題に関して情報収集を行い、適切に対策を検討し計画の見直しを行います。

・施設・管路の適切な維持管理

【共通】

企業庁が定める「維持管理指針」に基づく定期的なメンテナンスや管路管理システム等の運用による効果的、効率的な維持管理を行うことで安定的な供給を行います。

また、施設や管路の適切な点検により事故や漏水等の防止に取り組みます。

【用水】

平成 23 年度に導入した集中監視制御システムによる浄水場の一体的な運転制御と各浄水場における管理を並行的に運用することでより安定した水道水の供給を行います。

・異臭味への対策強化【用水】

平成 28 年度に発生した吉川および馬淵浄水場の水道水のかび臭対応として整備した「琵琶湖を水源とする水道水のかび臭対策マニュアル」により、異臭味発生時には迅速かつ適切な対応を行うとともに、馬淵浄水場への活性炭処理施設の導入に取り組みます。

(目標指標)

※優位性：↑高いほど望ましい / ↓低いほど望ましい

| 取り組み項目 | 指標 | | 単位 | 優位性 | 目標値 | |
|-------------|----|--------------------|----|-----|-----|-----|
| | | | | | R7 | R12 |
| 水質管理の強化 | 用水 | 水質基準適合率 | % | ↑ | 100 | |
| 水質管理の強化 | 用水 | かび臭物質濃度水質基準比率年間平均値 | % | ↑ | 75 | |
| 安全で安定した水の供給 | 用水 | 苦情発生件数 | 件 | ↓ | 0 | |
| 安全で安定した水の供給 | 工水 | 苦情発生件数 | 件 | ↓ | 0 | |

<今後10年間の主な取り組みのスケジュール>

| 区分/年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|----------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 環境動向の把握と対応 | | | | | | | | | | |
| ・情報収集 | | | | | | | | | | |
| 水質管理の強化 | | | ● | | | | ● | | | |
| ・水道GLPの更新 | | | | | | | | | | |
| 異臭味への対策 | | | | | | | | | | |
| ・馬淵:活性炭処理施設の導入 | | | | | | | | | | |

2. 強靱「信頼を支える強靱なライフラインを構築します」

(1) 施設の計画的な更新

・アセットマネジメント計画の着実な実施【共通】

平成 27 年度に策定した「アセットマネジメント計画」（計画期間：平成 28 年度～令和 37 年度）に基づき、老朽度の実態や優先度を確認しながら施設や管路の耐震化、施設の浸水対策に計画的に取り組めます。

また、今後の環境の変化や災害の状況を的確にとらえ、必要に応じて「アセットマネジメント計画」の見直しを行います。

(2) 水道施設の耐震化

・浄水場等の耐震化

【用水】

令和元年度に建設に着手した吉川浄水場の新たな浄水施設の整備を進めるとともに、馬淵浄水場、水口浄水場、ポンプ場の耐震対策工事を実施します。

水道施設の耐震化にあたっては、将来の水需要を考慮し、ダウンサイジング等も含めた規模の適正化に取り組めます。

【工水】

アンケートの結果や協議会を活用した受水企業の意見も参考にしながら、コストバランスを考慮し、耐震化の手法や時期を検討していきます。

・管路の耐震化【共通】

「アセットマネジメント計画」に基づき計画的に管路の更新を図ります。

なお、更新にあたっては災害に強い抜け出し防止構造の耐震管を使用します。

(3) 施設の浸水対策

・施設の浸水対策【共通】

近年、全国各地で豪雨や台風による浄水場の浸水や土砂災害により広域的、長期的な断水が発生していることを踏まえて、企業庁においても浸水被害が想定される施設への対策工事を着実に進めます。

(4) バックアップ対策の充実

・非常用発電能力の強化【共通】

停電が発生しても水供給が継続できるように、非常用発電設備の未整備施設への整備や老朽化した非常用発電設備の更新を進めます。更新にあたっては長時間停電に対応できる設備の導入を進めます。

(5) 危機管理体制の強化

・危機管理マニュアルの充実【共通】

想定される危機事象を的確に把握し、研修や訓練等を通じて改善点を洗い出し、必要に応じて危機管理マニュアルの見直しを行います。

・事業継続計画（BCP）の充実【共通】

南海トラフ地震発生時など様々な状況を想定し、「事業継続計画（震災編）」の見直しを行います。

また、「新型インフルエンザ等対策事業継続計画」については新型コロナウイルス感染症への対応状況も踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

・原子力発電所事故への備え【共通】

「滋賀県企業庁原子力防災初動対応マニュアル」に基づき、適切かつ迅速に対応します。

・災害・事故時対応訓練の充実【共通】

自然災害や事故発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、危機管理マニュアルに基づき定期的に訓練を実施するとともに、応援協定に基づく受水市町との合同訓練を実施します。

・応急給水資機材、復旧資機材の確保【共通】

災害等発生時に備え、応急給水資機材、復旧資機材の管理を強化し、計画的な備蓄を行います。

(目標指標)

※優位性：↑高いほど望ましい / ↓低いほど望ましい

| 取り組み項目 | 指標 | | 単位 | 優位性 | 目標値 | |
|-------------------|----|--------------|----|-----|------|------|
| | | | | | R7 | R12 |
| 施設の計画的な更新水道施設の耐震化 | 用水 | 浄水施設の耐震対策の進捗 | 箇所 | ↑ | 3 | 3 |
| 施設の計画的な更新水道施設の耐震化 | 用水 | ポンプ所の耐震対策の進捗 | 箇所 | ↑ | 6 | 7 |
| 施設の計画的な更新水道施設の耐震化 | 用水 | 管路の耐震化率 | % | ↑ | 41.2 | 50.5 |
| 施設の計画的な更新水道施設の耐震化 | 工水 | 管路の耐震化率 | % | ↑ | 15.6 | 26.8 |
| 施設の浸水対策 | 用水 | 浸水対策の進捗 | 箇所 | ↑ | 6 | 6 |
| 施設の浸水対策 | 工水 | 浸水対策の進捗 | 箇所 | ↑ | 4 | 4 |

＜今後10年間の主な取り組みのスケジュール＞

| 区分／年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|-----------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 浄水施設の耐震化 | | | | | | | | | | |
| ・吉川浄水場系 | ■ | ■ | | | | | | | | |
| ・馬淵浄水場系 | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | | | |
| ・水口浄水場系 | | ■ | ■ | | ■ | ■ | | | | |
| 管路の耐震化 | | | | | | | | | | |
| ・水道用水供給事業 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| ・工業用水道事業 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ |
| 施設の浸水対策 | | | | | | | | | | |
| ・水道用水供給事業 | ■ | ■ | ■ | | | | | | | |
| ・工業用水道事業 | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | | | |

3. 持続「社会の変化に対応した持続可能な経営を推進します」

(1) 健全経営の維持

・ 利用しやすく適正な料金設定【共通】

安定した水の供給を行うため、不断の経営努力と中長期的な収支見通しを示し、受水市町や企業との協議を通じて、より利用していただきやすい適正な料金の設定を行います。

・ 新規受水企業の開拓【工水】

竜王工業団地への進出企業や既設管路周辺における新規受水企業の開拓に取り組むとともに、新規受水企業への優遇措置の拡充に向けた検討を行います。

現在は製造業や電気供給業等に限定されている工業用水道の供給先企業の対象範囲の拡大について、経済産業省など関係機関に対して要望を行ってまいります。

(2) 経営の効率化の推進

・ 施設規模の適正化【共通】

耐震化や施設の更新に際しては将来の水需要の減少やそれに伴う収益の減少を考慮して、ダウンサイジング等を検討します。

・ 維持管理コストの削減【共通】

維持管理コストの削減のため、発注方法・発注仕様の見直しや適切な工法の検討などに取り組みます。

また、企業庁で使用する電力を入札により調達するとともに、適正な規模やエネルギー効率も踏まえた施設や設備の更新等を行うことで、施設、設備の維持管理や修繕にかかるコストの削減に取り組みます。

・ **新たな技術の導入・活用【共通】**

場所を問わず管路情報の詳細データを閲覧できることで、災害時に迅速な対応が可能になるクラウド型の管路管理システムの導入を始めとする A I や I C T などの新たな技術の調査、研究を進めます。業務の効率化や危機管理対応に資する技術は積極的に活用していきます。

・ **民間活力の更なる導入【共通】**

既に導入している民間委託を継続しながら、より効果的な事業の運営に資すると考えられる民間事業者のノウハウや技術について情報収集を行い、トータルコストや事業への影響を考慮したうえで判断し、適切な導入を進めます。

(3) **地域経済の活性化への貢献**

・ **県内事業者への受注機会の拡大と県内生産資材の利用促進【共通】**

知事部局との調整を行いながら、入札要件の設定など県内事業者への受注機会の拡大と県内生産資材の調達の利用促進を進めます。

(4) **広域連携**

・ **市町との連携・交流の充実【用水】**

相互の技術力の向上を図るための企業庁が行う技術研修会への受水市町職員の参加受け入れや災害発生に備えた合同訓練などにおいて、受水市町との交流や連携を進めます。

また、県において「水道広域化推進プラン」の策定を進めていることから、今後、プランを踏まえた広域連携について受水市町と共に必要性を含め検討していきます。

(5) **人材育成と技術継承**

・ **技術の継承と人材確保【共通】**

ベテラン職員や再任用職員を適切に配置し、各種業務マニュアルを整備し、充実することで、中堅・若手職員への技術の継承を進めるとともに、若手職員の育成や支援に取り組みます。

また、施設更新などによる業務量の増加を見据えた計画的な人材確保に取り組みます。

・ **効果的な人材育成【共通】**

業務に必要な資格の保有者を確保し、幅広い知識と技術を持った職員を育成するため、自ら企画運営する研修のほか、外部講習への参加や知事部局等との人事交流などによる人材の育成を進めていきます。

(6) 環境に配慮した取り組み

・エネルギー消費量の削減の取り組み【共通】

県のCO₂ネットゼロ推進に向けた施策との整合性を図りながら、施設等の整備、更新時には省エネルギーに優れた設備の採用や再生可能エネルギーの利用促進を検討することにより、エネルギー消費量の削減に取り組みます。

・リサイクルの推進など環境負荷の低減【共通】

浄水発生土の有効利用に取り組むとともに、建設副産物の排出の抑制やリサイクルに取り組みます。

また、「グリーン・オフィス滋賀」などの環境対策に取り組み、グリーン購入に基づくリサイクル商品等の積極的な購入に取り組みます。

(7) 地域、社会の理解促進

・積極的な情報提供【共通】

公営企業として持続したサービスを提供するうえで、経営の透明性を高め、事業への理解の促進を図る必要があることから、受水市町や企業との協議会の開催やホームページを通じて、積極的な情報提供を行います。

・地域や社会への貢献【共通】

地域の学校教育や社会教育の場として施設見学の受け入れや出前講座の充実を図り、水道事業への理解の促進に取り組みます。

また、県外や海外からの視察を受け入れ、企業庁における取り組みについて情報を発信します。

(目標指標)

※優位性：↑高いほど望ましい / ↓低いほど望ましい

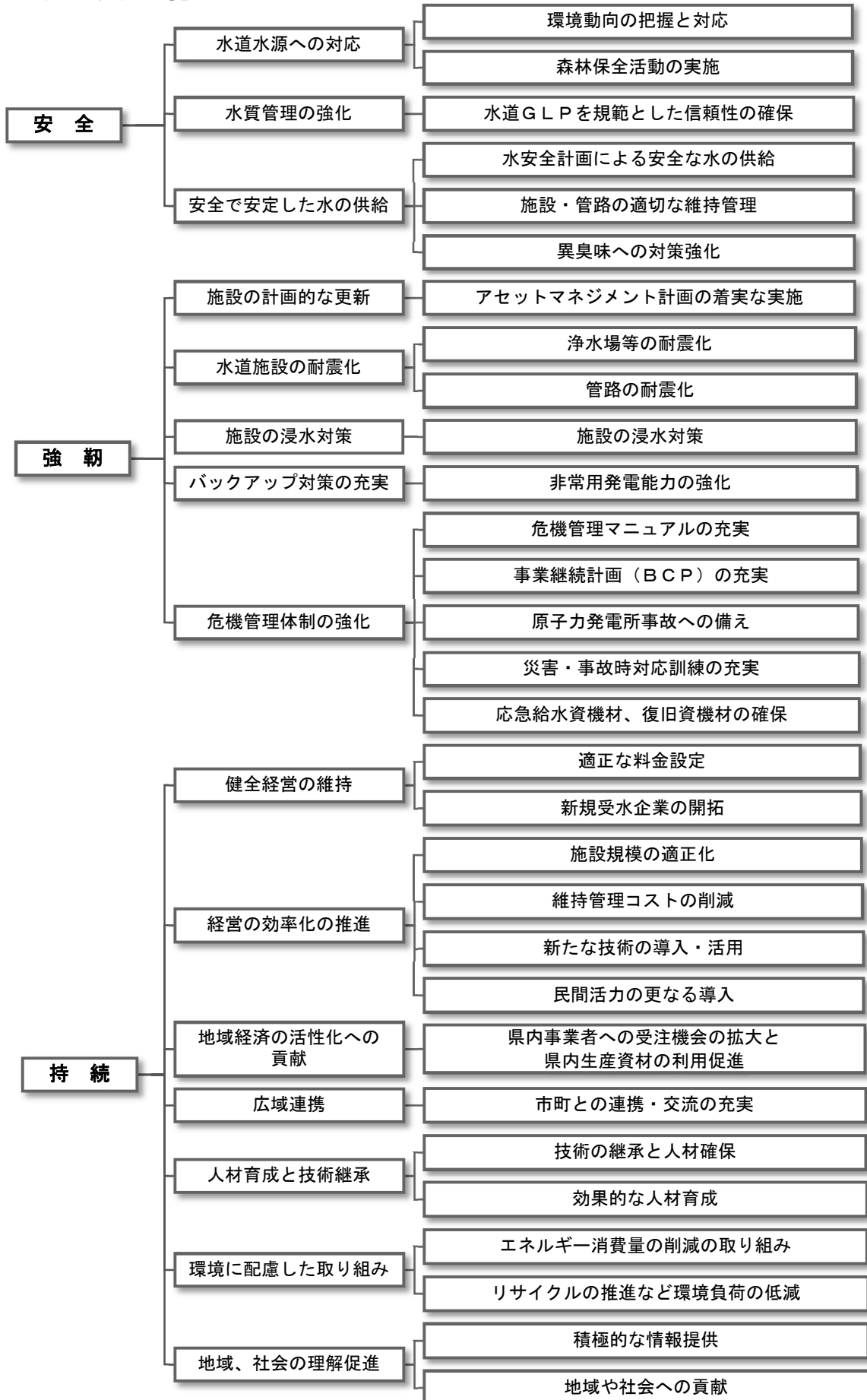
| 取り組み項目 | 指標 | | 単位 | 優位性 | 目標値 | |
|--------------|----|-------------------------|----|-----|--------|-----|
| | | | | | R7 | R12 |
| 健全経営の維持 | 用水 | 経常収支比率 | % | ↑ | 100 以上 | |
| 健全経営の維持 | 用水 | 給水収益に対する内部留保資金の割合 | % | ↑ | 100 以上 | |
| 健全経営の維持 | 工水 | 経常収支比率 | % | ↑ | 100 以上 | |
| 健全経営の維持 | 工水 | 給水収益に対する内部留保資金の割合 | % | ↑ | 100 以上 | |
| 地域経済の活性化への貢献 | 共通 | 県内産パルプの使用率 | % | ↑ | 100 | |
| 人材育成と技術継承 | 共通 | 若手水道技術職員の資格取得件数 | 件 | ↑ | 4.0 | 4.5 |
| 環境に配慮した取り組み | 共通 | 過去5年間のエネルギー使用原単位変化率対前年比 | % | ↓ | -1 | |
| 環境に配慮した取り組み | 共通 | 浄水発生土の有効利用率 | % | ↑ | 100 | |
| 地域、社会の理解促進 | 共通 | 水道事業見学者の理解度 | % | ↑ | 90 | |

<今後10年間の主な取り組みのスケジュール>

| 区分/年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|-----------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 適正な料金設定 | | | | | | | | | | |
| ・水道用水供給事業 | | | | | | | | | | |
| ・工業用水道事業 | | | | | | | | | | |
| 施設規模の適正化 | | | | | | | | | | |
| ・ダウンサイジング等 | | | | | | | | | | |
| エネルギー消費量削減の取り組み | | | | | | | | | | |
| ・省エネルギー設備の採用等 | | | | | | | | | | |

改定協議(算定期間 R5~R9) 改定協議(算定期間 R8~R12) 改定協議(算定期間 R10~R14) 改定協議(算定期間 R13~R17)

取り組み項目一覧



目標指標

※優位性：↑高いほど望ましい / ↓低いほど望ましい

| | 取り組み項目 | 指標 | | 単位 | 優位性 ※ | 現状 | | | 目標値 | | | |
|----|-------------------|----|-------------------------|----|----------|------|-------|------|-----|----|-----|--|
| | | | | | | R1 | R7 | R12 | R1 | R7 | R12 | |
| 安全 | 水質管理の強化 | 用水 | 水質基準適合率 | % | ↑ | 100 | 100 | | | | | |
| | 水質管理の強化 | 用水 | かび臭物質濃度水質基準比率年間平均値 | % | ↑ | 93 | 75 | | | | | |
| | 安全で安定した水の供給 | 用水 | 苦情発生件数 | 件 | ↓ | 1 | 0 | | | | | |
| | 安全で安定した水の供給 | 工水 | 苦情発生件数 | 件 | ↓ | 0 | 0 | | | | | |
| 強靱 | 施設の計画的な更新水道施設の耐震化 | 用水 | 浄水施設の耐震対策の進捗 | 箇所 | ↑ | 0 | 3 | 3 | | | | |
| | 施設の計画的な更新水道施設の耐震化 | 用水 | ポンプ所の耐震対策の進捗 | 箇所 | ↑ | 5 | 6 | 7 | | | | |
| | 施設の計画的な更新水道施設の耐震化 | 用水 | 管路の耐震化率 | % | ↑ | 36.6 | 41.2 | 50.5 | | | | |
| | 施設の計画的な更新水道施設の耐震化 | 工水 | 管路の耐震化率 | % | ↑ | 13.7 | 15.6 | 26.8 | | | | |
| | 施設の浸水対策 | 用水 | 浸水対策の進捗 | 箇所 | ↑ | 0 | 6 | 6 | | | | |
| | 施設の浸水対策 | 工水 | 浸水対策の進捗 | 箇所 | ↑ | 0 | 4 | 4 | | | | |
| 持続 | 健全経営の維持 | 用水 | 経常収支比率 | % | ↑ | 121 | 100以上 | | | | | |
| | 健全経営の維持 | 用水 | 給水収益に対する内部留保資金の割合 | % | ↑ | 239 | 100以上 | | | | | |
| | 健全経営の維持 | 工水 | 経常収支比率 | % | ↑ | 120 | 100以上 | | | | | |
| | 健全経営の維持 | 工水 | 給水収益に対する内部留保資金の割合 | % | ↑ | 589 | 100以上 | | | | | |
| | 地域経済の活性化への貢献 | 共通 | 県内産バルブの使用率 | % | ↑ | — | 100 | | | | | |
| | 人材育成と技術継承 | 共通 | 若手水道技術職員の資格取得件数 | 件 | ↑ | 3.4 | 4.0 | 4.5 | | | | |
| | 環境に配慮した取り組み | 共通 | 過去5年間のエネルギー使用原単位変化率対前年比 | % | ↓ | 0.4 | -1 | | | | | |
| | 環境に配慮した取り組み | 共通 | 浄水発生土の有効利用率 | % | ↑ | 100 | 100 | | | | | |
| | 地域、社会の理解促進 | 共通 | 水道事業見学者の理解度 | % | ↑ | — | 90 | | | | | |

| 定義等 | 【参考】SDGs ターゲットとの関連 |
|----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| (水質基準適合率/全検査数) × 100 1年間の定期検査達成項目/定期検査項目数 (51項目:健康項目31項目+生活上支障関連20項目) | 6.1 安全・安価な飲料水の普遍的・衡平なアクセスを達成する。 |
| [(1-ジエオスミン平均濃度/水質基準値) + (1-2-メチルイソボルネオール平均濃度/水質基準値)] / 2 × 100 浄水の定期検査で実施する年間測定値の平均 | |
| 受水市町・消費者からの水質苦情、維持管理上の苦情件数 (工事の騒音等は含まない) | |
| 受水市町・消費者からの水質苦情、維持管理上の苦情件数 (工事の騒音等は含まない) | |
| 耐震対策済み施設数 | 9.1 経済発展と福祉を支える持続可能で強靱なインフラを開発する。 |
| 耐震対策済み施設数 | |
| (耐震対策済み管路延長/総管路延長) × 100 | |
| (耐震対策済み管路延長/総管路延長) × 100 | |
| 浸水対策済み施設数 | |
| 浸水対策済み施設数 | |
| (経常収益/経常費用) × 100 | — |
| (内部留保資金/給水収益) × 100 | — |
| (経常収益/経常費用) × 100 | — |
| (内部留保資金/給水収益) × 100 | — |
| 県内産バルブを使用した工事件数/ 県内で生産されている規格のバルブを使用する工事件数 | 9.3 小規模製造業等の、金融サービスや市場等へのアクセスを拡大する |
| 39歳以下の水道技術職員の水道技術に関する資格取得数/ 39歳以下の水道技術職員数 | 4.4 働く技能を備えた若者と成人の割合を増やす |
| エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法) 事業所 中長期削減目標値 | 7.3 エネルギー効率の改善率を増やす |
| (有効利用土量/浄水発生土量) × 100 | 12.5 廃棄物の発生を減らす |
| (水道見学で理解できたと回答した人数/水道事業見学者数) × 100 | 4.1 無償・公正・質の高い初等・中等教育を修了できるようにする |

第5章 投資・財政計画

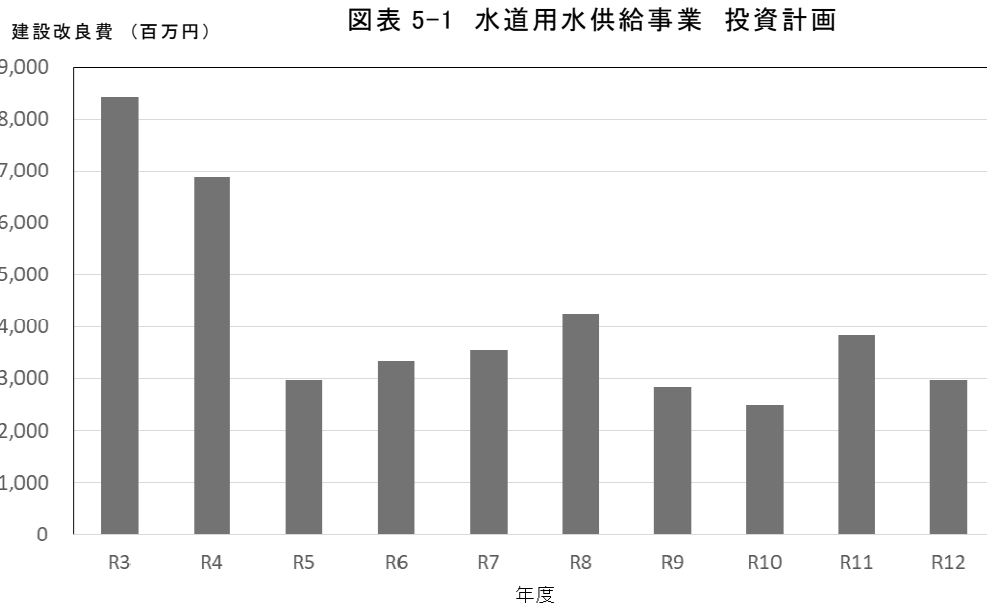
1. 基本的な考え方

- 自然災害や老朽化に対応するため、「アセットマネジメント計画」による施設整備事業を行い、施設の強靱化を図ります。
- 効率的な経営および適正な料金設定により財政基盤を強化し、経営を安定的に継続します。

2. 水道用水供給事業

(1) 投資計画

「アセットマネジメント計画」により、着実な施設の更新および耐震化を進めることとしており、計画期間においては、10年間で約416億円の建設改良投資を行う予定です。



図表 5-2 水道用水供給事業 建設改良費 (百万円)

| R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | 合計 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 8,434 | 6,869 | 2,981 | 3,331 | 3,541 | 4,263 | 2,851 | 2,490 | 3,842 | 2,984 | 41,586 |

< 主要事業 >

- ・ 吉川浄水場耐震対策工事（令和3～令和4年度） 8,096百万円
- ※ 総事業費（平成29～令和4年度） 9,600百万円
- ・ 管路更新工事（令和3～令和12年度） 15,394百万円
- ・ 浸水対策工事（令和3～令和4年度） 400百万円

(2) 財政計画

① 水量

受水市町との協議を踏まえ令和3年4月から基本水量を192,730 m³から179,090 m³へ見直しています。使用水量については、受水市町への水需要調査を基に算定しています。

なお、計画期間内の人口の変化による使用水量の影響については、馬淵浄水場および水口浄水場管内では減少するものの吉川浄水場管内では増加する予想であり、全体では微減となり、使用水量への大きな影響はないと見込んでいます。

図表 5-3 水道用水供給事業 水量 (m³/日)

| 年度 | R1(実績値) | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 基本水量 | 192,730 | 179,090 | 179,090 | 179,090 | 179,090 | 179,090 | 179,090 | 179,090 | 179,090 | 179,090 | 179,090 |
| 使用水量 | 135,431 | 130,215 | 130,215 | 130,215 | 130,215 | 130,215 | 130,215 | 130,215 | 130,215 | 130,215 | 130,215 |

② 料金

現行の料金単価は下記のとおりです。収支計画においては現行料金で算定を行います。(※)

| | | |
|---------|---------------------------|-----------|
| 基本料金の料率 | 基本水量1m ³ につき月額 | 1,270 円 |
| 使用料金の料率 | 使用水量1m ³ につき | 29 円 20 銭 |

※ 令和7年度までの料金は受水市町との協議の結果、改定を行わない予定です。
令和8年度から令和12年度までの料金は、令和7年度に受水市町と協議を行う予定です。

③ 収支計画

収益的収支については、水量を同量で推移すると見込んでいることから、収益は横ばいで推移します。吉川浄水場の耐震対策工事や管路の更新工事により、費用である減価償却費が増加し、経常損益は減少傾向にあるものの黒字を確保できる見込みです。

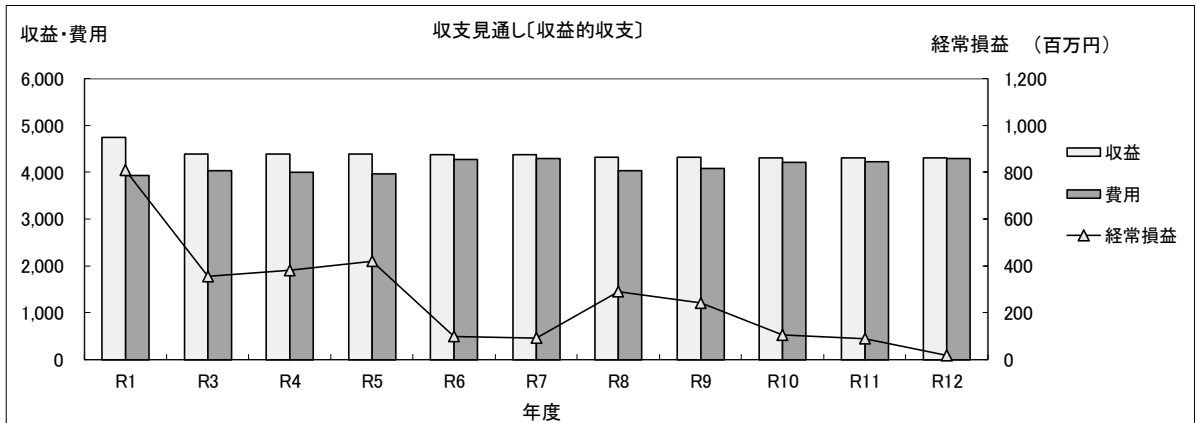
資本的収支では、施設の更新および耐震化による工事により建設改良費が増加するため、自己資金である内部留保資金を活用するとともに、企業債で資金を調達する予定をしています。

なお、企業債による資金調達については、長期的には人口の減少などにより給水収益の減少が見込まれるため、将来世代に過度な負担とならないように借入れを行います。

図表 5-4 水道用水供給事業 収支計画

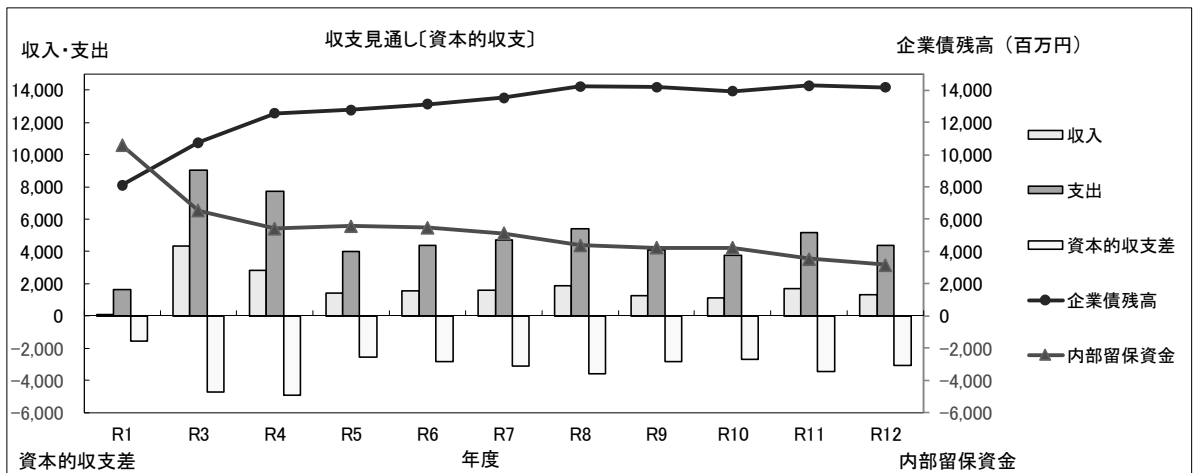
収益の収支 (決算) (百万円)

| 区分\年度 | R1 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 収益 | 4,744 | 4,392 | 4,386 | 4,383 | 4,380 | 4,378 | 4,329 | 4,320 | 4,311 | 4,310 | 4,311 |
| 給水収益 | 4,434 | 4,117 | 4,117 | 4,121 | 4,117 | 4,117 | 4,117 | 4,121 | 4,117 | 4,117 | 4,117 |
| 長期前受金戻入 | 268 | 248 | 242 | 236 | 237 | 235 | 185 | 173 | 167 | 167 | 167 |
| その他営業外収入 | 42 | 26 | 26 | 26 | 26 | 26 | 26 | 26 | 27 | 26 | 26 |
| 費用 | 3,933 | 4,036 | 4,004 | 3,963 | 4,282 | 4,286 | 4,037 | 4,079 | 4,206 | 4,219 | 4,292 |
| 維持管理費 | 1,468 | 1,433 | 1,474 | 1,494 | 1,496 | 1,498 | 1,501 | 1,505 | 1,507 | 1,510 | 1,512 |
| 減価償却費 | 2,292 | 2,186 | 2,176 | 2,191 | 2,505 | 2,492 | 2,221 | 2,293 | 2,431 | 2,413 | 2,508 |
| 支払利息 | 135 | 114 | 124 | 123 | 120 | 117 | 116 | 116 | 112 | 108 | 104 |
| その他 | 38 | 303 | 230 | 154 | 161 | 179 | 199 | 165 | 156 | 188 | 168 |
| 経常損益 | 811 | 356 | 382 | 420 | 98 | 92 | 292 | 241 | 105 | 91 | 19 |



資本的収支 (決算) (百万円)

| 区分\年度 | R1 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 収入 | 81 | 4,349 | 2,809 | 1,407 | 1,535 | 1,589 | 1,873 | 1,278 | 1,115 | 1,707 | 1,318 |
| 企業債 | 0 | 3,914 | 2,610 | 1,180 | 1,364 | 1,495 | 1,861 | 1,179 | 1,015 | 1,646 | 1,257 |
| 他会計出資金 | 0 | 206 | 80 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 補助金 | 81 | 229 | 119 | 227 | 171 | 94 | 12 | 99 | 100 | 61 | 61 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 支出 | 1,662 | 9,044 | 7,705 | 3,977 | 4,375 | 4,684 | 5,433 | 4,115 | 3,783 | 5,160 | 4,390 |
| 建設改良費 | 887 | 8,434 | 6,869 | 2,981 | 3,331 | 3,541 | 4,263 | 2,851 | 2,490 | 3,842 | 2,984 |
| 企業債償還金 | 747 | 580 | 803 | 972 | 1,022 | 1,089 | 1,145 | 1,239 | 1,268 | 1,293 | 1,381 |
| その他 | 28 | 30 | 33 | 24 | 22 | 54 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| 資本的収支差 | △ 1,581 | △ 4,695 | △ 4,896 | △ 2,570 | △ 2,840 | △ 3,095 | △ 3,560 | △ 2,837 | △ 2,668 | △ 3,453 | △ 3,072 |
| 企業債残高 | 8,119 | 10,754 | 12,561 | 12,769 | 13,112 | 13,517 | 14,233 | 14,172 | 13,919 | 14,273 | 14,148 |
| 内部留保資金 | 10,576 | 6,523 | 5,412 | 5,559 | 5,466 | 5,126 | 4,381 | 4,232 | 4,216 | 3,543 | 3,171 |



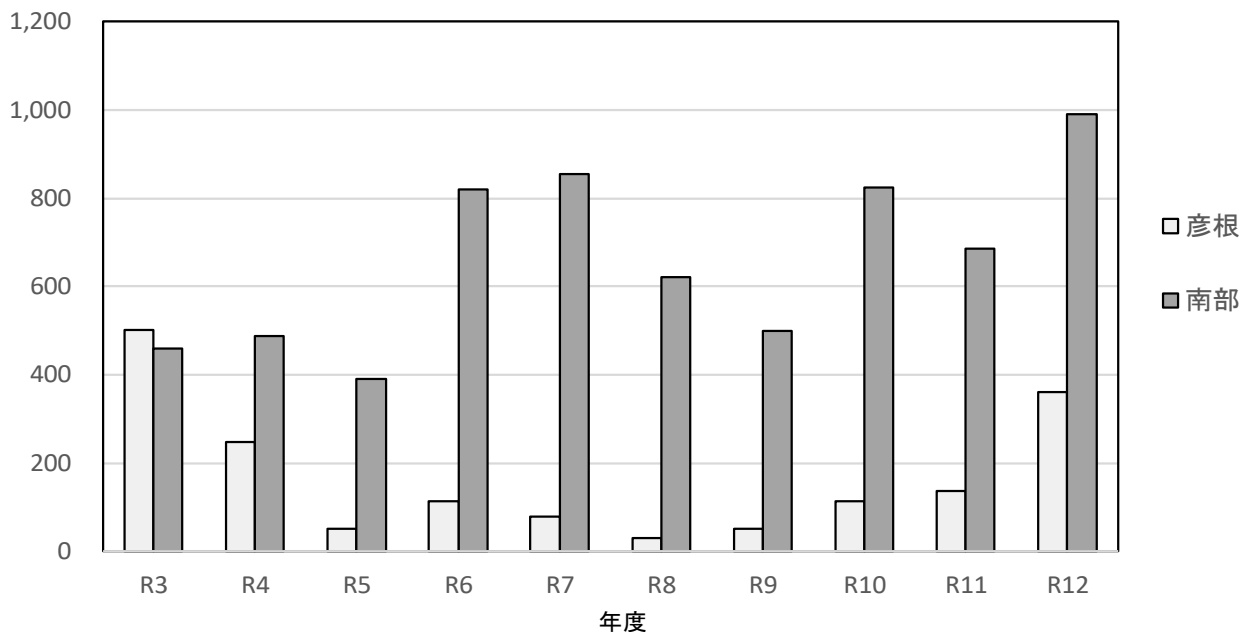
3. 工業用水道事業

(1) 投資計画

「アセットマネジメント計画」により、着実な施設や設備の更新を進めることとしており、計画期間においては、10年間で彦根が約17億円、南部が約66億円、工業用水事業全体で約83億円の建設改良投資を行う予定です。

建設改良費(百万円)

図表 5-5 工業用水道事業 投資計画



図表 5-6 工業用水道事業 建設改良費

(百万円)

| 年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | 合計 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
| 彦根 | 502 | 247 | 51 | 115 | 80 | 31 | 51 | 114 | 137 | 361 | 1,689 |
| 南部 | 461 | 489 | 392 | 821 | 855 | 622 | 499 | 824 | 687 | 992 | 6,642 |
| 合計 | 963 | 736 | 443 | 936 | 935 | 653 | 550 | 938 | 824 | 1,353 | 8,331 |

< 主要事業 >

(彦根)

- ・ 管路更新工事 (令和3～令和12年度) 637百万円
- ・ 浸水対策工事 (令和4～令和5年度) 75百万円

(南部)

- ・ 管路更新工事 (令和3～令和12年度) 3,008百万円
- ・ 浸水対策工事 (令和3～令和5年度) 145百万円

(2) 財政計画

① 水量

基本水量は、平成 30 年 4 月に受水企業の意向を踏まえ、見直しを実施しましたので、現状で推移すると見込んでいます。

また、南部では、竜王工業団地での新規受水企業分として令和 5 年度より 500 m³の増量を見込んでいます。

使用水量については、受水企業へのアンケート結果を踏まえ、横ばいで推移すると見込んでいます。

図表 5-7 工業用水道事業 水量 (m³/日)

| 区分/年度 | | R1(実績値) | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|-------|------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 彦根 | 基本水量 | 24,570 | 24,570 | 24,570 | 24,570 | 24,570 | 24,570 | 24,570 | 24,570 | 24,570 | 24,570 | 24,570 |
| | 使用水量 | 17,654 | 17,509 | 17,509 | 17,509 | 17,509 | 17,509 | 17,509 | 17,509 | 17,509 | 17,509 | 17,509 |
| 南部 | 基本水量 | 53,634 | 54,384 | 54,384 | 54,884 | 54,884 | 54,884 | 54,884 | 54,884 | 54,884 | 54,884 | 54,884 |
| | 使用水量 | 32,897 | 32,897 | 32,897 | 33,200 | 33,200 | 33,200 | 33,200 | 33,200 | 33,200 | 33,200 | 33,200 |
| 合計 | 基本水量 | 78,204 | 78,954 | 78,954 | 79,454 | 79,454 | 79,454 | 79,454 | 79,454 | 79,454 | 79,454 | 79,454 |
| | 使用水量 | 50,511 | 50,406 | 50,406 | 50,709 | 50,709 | 50,709 | 50,709 | 50,709 | 50,709 | 50,709 | 50,709 |

② 料金

現行の料金単価は下記のとおりです。収支計画においては現行料金で算定を行います。(※)

| | | | |
|----|---------|---------------------------|-----------|
| 彦根 | 基本料金の料率 | 基本水量 1 m ³ につき | 14 円 |
| | 使用料金の料率 | 使用水量 1 m ³ につき | 3 円 |
| 南部 | 基本料金の料率 | 基本水量 1 m ³ につき | 34 円 70 銭 |
| | 使用料金の料率 | 使用水量 1 m ³ につき | 8 円 |

※ 令和 5 年度から令和 9 年度までの料金については令和 4 年度に、令和 10 年度から令和 14 年度までの料金については令和 9 年度に、受水企業と協議を行う予定です。

③ 収支計画

(彦根)

収益的収支については、管路更新工事等による減価償却費の増加により、令和 9 年度以降、経常損益は赤字となる見込みです。

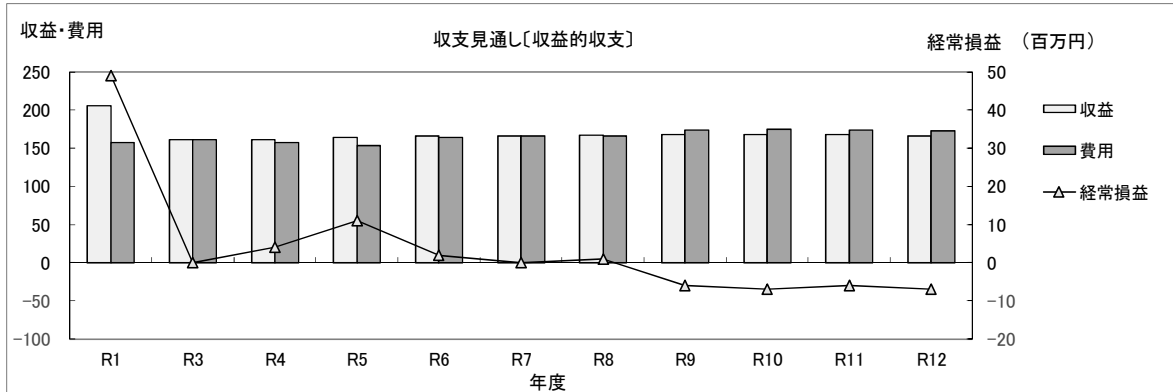
資本的収支では、工事に伴う建設改良費を自己資金である内部留保資金で賄うことができる見通しのため、企業債による新たな資金調達は予定していません。

経常損益は赤字に転じるものの、計画最終年度である令和 12 年度においても内部留保資金は年間給水収益を維持できる見込みです。

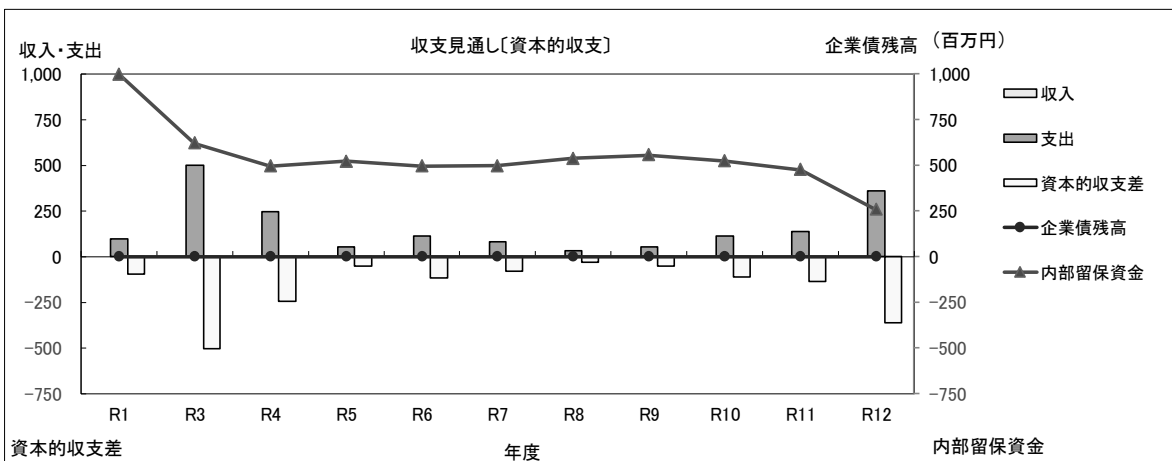
しかし、赤字が継続するかぎり内部留保資金は減少し続け、いずれ年間給水収益程度を維持できなくなるため料金改定時において、受水企業と「適正な料金」について協議を行います。

図表 5-8 彦根工業用水道事業 収支計画

| 区分\年度 | R1 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 収 益 | 206 | 161 | 161 | 164 | 166 | 166 | 167 | 168 | 168 | 168 | 166 |
| 給水収益 | 190 | 145 | 145 | 145 | 145 | 145 | 145 | 145 | 145 | 145 | 145 |
| 長期前受金戻入 | 14 | 14 | 14 | 17 | 19 | 19 | 20 | 21 | 21 | 21 | 19 |
| その他営業外収入 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 費 用 | 157 | 161 | 157 | 153 | 164 | 166 | 166 | 174 | 175 | 174 | 173 |
| 維持管理費 | 79 | 84 | 84 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 減価償却費 | 76 | 75 | 69 | 67 | 77 | 80 | 81 | 88 | 88 | 87 | 83 |
| 支払利息 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 2 | 2 | 4 | 1 | 2 | 1 | 0 | 1 | 2 | 2 | 5 |
| 経常損益 | 49 | 0 | 4 | 11 | 2 | 0 | 1 | △ 6 | △ 7 | △ 6 | △ 7 |



| 区分\年度 | R1 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|--------|------|-------|-------|------|-------|------|------|------|-------|-------|-------|
| 収 入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 企業債 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他会計出資金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 補助金 | 5 | 86 | 43 | 9 | 20 | 14 | 5 | 9 | 20 | 24 | 62 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 支 出 | 97 | 502 | 247 | 51 | 115 | 80 | 31 | 51 | 114 | 137 | 361 |
| 建設改良費 | 96 | 502 | 247 | 51 | 115 | 80 | 31 | 51 | 114 | 137 | 361 |
| 企業債償還金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 資本的収支差 | △ 97 | △ 502 | △ 247 | △ 51 | △ 115 | △ 80 | △ 31 | △ 51 | △ 114 | △ 137 | △ 361 |
| 企業債残高 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 内部留保資金 | 998 | 620 | 496 | 521 | 496 | 498 | 537 | 555 | 524 | 476 | 258 |



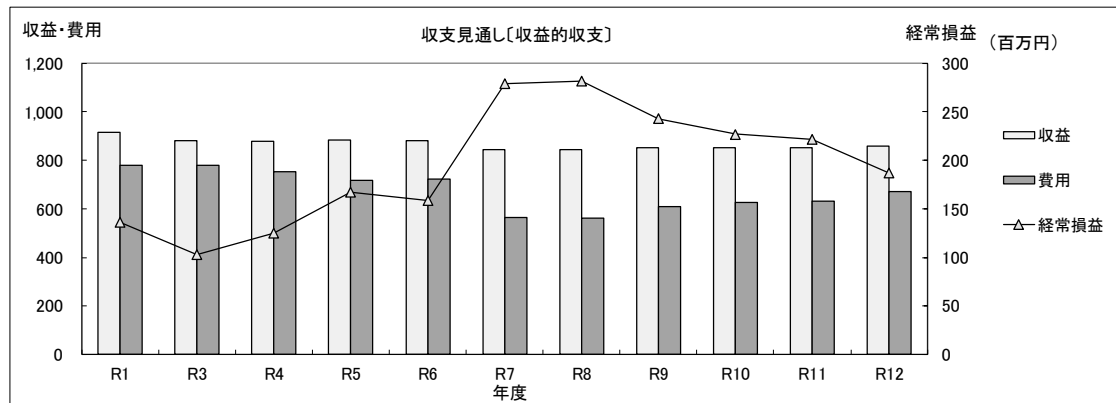
(南部)

収益的収支については、減価償却費の増減による影響はあるものの黒字を確保できる見込みです。

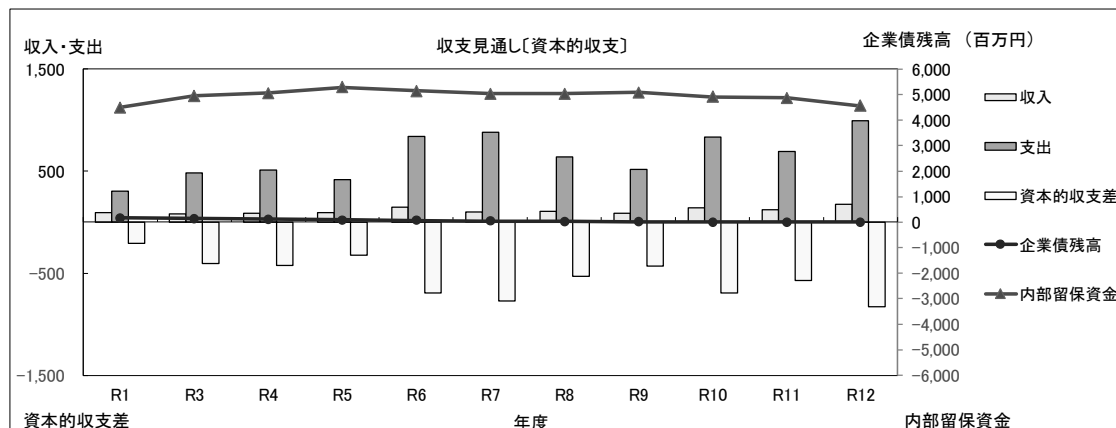
資本的収支では、管路更新工事等により建設改良費は増加しますが自己資金である内部留保資金で賄うことができる見通しのため、企業債による新たな資金調達は予定していません。

図表 5-9 南部工業用水道事業 収支計画

| 収益的収支 | | (決算) | | | | | | | | | | | (百万円) | |
|----------|--|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|--|
| 区分\年度 | | R1 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | | |
| 収益 | | 914 | 882 | 879 | 884 | 881 | 844 | 843 | 853 | 853 | 854 | 859 | | |
| 給水収益 | | 787 | 784 | 785 | 794 | 792 | 792 | 792 | 794 | 792 | 792 | 792 | | |
| 長期前受金戻入 | | 93 | 88 | 84 | 80 | 79 | 42 | 41 | 49 | 51 | 52 | 57 | | |
| その他営業外収入 | | 34 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | | |
| 費用 | | 778 | 779 | 754 | 717 | 722 | 565 | 561 | 610 | 626 | 632 | 672 | | |
| 維持管理費 | | 304 | 317 | 317 | 319 | 319 | 319 | 320 | 321 | 321 | 321 | 322 | | |
| 減価償却費 | | 469 | 445 | 419 | 385 | 376 | 218 | 220 | 273 | 279 | 289 | 318 | | |
| 支払利息 | | 3 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| その他 | | 2 | 15 | 16 | 12 | 26 | 27 | 20 | 16 | 26 | 22 | 32 | | |
| 経常損益 | | 136 | 103 | 125 | 167 | 159 | 279 | 282 | 243 | 227 | 222 | 187 | | |



| 資本的収支 | | (決算) | | | | | | | | | | | (百万円) | |
|--------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| 区分\年度 | | R1 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | | |
| 収入 | | 95 | 78 | 85 | 93 | 149 | 102 | 108 | 86 | 142 | 118 | 171 | | |
| 企業債 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 他会計出資金 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 補助金 | | 1 | 78 | 85 | 93 | 149 | 102 | 108 | 86 | 142 | 118 | 171 | | |
| その他 | | 94 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 支出 | | 305 | 482 | 511 | 414 | 843 | 878 | 638 | 516 | 834 | 693 | 996 | | |
| 建設改良費 | | 282 | 461 | 489 | 392 | 821 | 855 | 622 | 499 | 824 | 687 | 992 | | |
| 企業債償還金 | | 20 | 20 | 21 | 21 | 21 | 22 | 15 | 16 | 9 | 5 | 3 | | |
| その他 | | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | |
| 資本的収支差 | | △ 210 | △ 404 | △ 426 | △ 321 | △ 694 | △ 776 | △ 530 | △ 430 | △ 692 | △ 575 | △ 825 | | |
| 企業債残高 | | 173 | 132 | 112 | 91 | 69 | 48 | 32 | 17 | 8 | 3 | 0 | | |
| 内部留保資金 | | 4,491 | 4,955 | 5,063 | 5,295 | 5,136 | 5,031 | 5,031 | 5,083 | 4,918 | 4,870 | 4,566 | | |



4. 健全経営の維持・向上に向けた取り組みについて

人口減少、水需要の減少に伴い、長期的には収益も減少傾向に向かうことを踏まえ、一定の内部留保資金を確保しつつ、健全経営を維持するため経営改善の取り組みを検討、推進していきます。

(1) 施設規模の適正化と長寿命化

水需要の減少を踏まえ、施設、設備の整備や更新時にダウンサイジングを行うとともに、長寿命化に取り組みます。

(取組例)

- ① 施設規模の適正化
 - ・吉川新浄水場、管路更新におけるダウンサイジング
 - ・既設ポンプ台数の見直しによる修繕費、点検費用の縮減
- ② アセットマネジメント計画による施設の長寿命化
 - ・アセットマネジメント計画の着実な実施

(2) 維持管理コストの削減と資金調達・運用の検討

継続的に維持管理コストの削減に取り組むとともに、市中金利の上昇局面を見据え資産運用について検討し、運用益の確保を図ります。

(取組例)

- ① 維持管理コストの削減
 - ・電力単価の入札による動力費の削減
 - ・活性炭種の変更による薬品費の削減
 - ・ダウンサイジングによる維持管理経費の削減
- ② 最適な資金調達、資金運用の検討
 - ・資金運用方法の見直し
 - ・企業債の適正な活用

(3) エネルギー消費量の削減による経費の削減

エネルギー効率の高い設備の採用や新エネルギー導入検討を更に進めることで、維持管理費の削減と併せて、CO₂ネットゼロ社会の実現に向けて貢献します。

(取組例)

- ① エネルギー消費量の削減および新エネルギーの導入
 - ・加圧ポンプのインライン化運用による動力費の削減
 - ・連絡管運用による動力費の削減
 - ・吉川浄水場の新浄水施設での高効率のポンプ・電動機導入による動力費削減
 - ・既設ポンプ・電動機の高効率化による動力費の削減
 - ・民間事業者と連携した小水力発電の設置
 - ・太陽光発電システムの拡充の検討

(4) 工業用水の需要拡大への取り組み

産業振興や雇用創出など地域経済の活性化に貢献するため、新規受水企業の開拓などの需要拡大に取り組みます。

(取組例)

① 新規受水企業の開拓

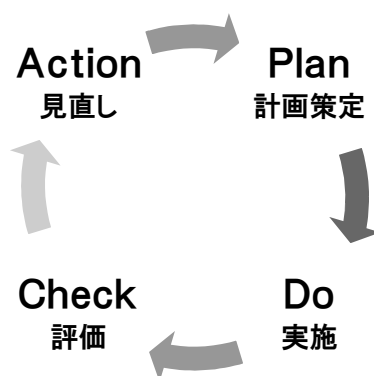
- ・ 新規受水企業向け優遇制度の拡充
- ・ 具体的な取り組みを行う「工業用水新規受水企業開拓チーム」を企業庁内に設置
- ・ 県企業立地推進部局および市町担当部局などの関係機関と連携を密にして営業活動を積極的に実施
- ・ 商業施設などに対して雑用水として工業用水利用の営業活動を実施

② 既存企業の需要拡大

- ・ 訪問やアンケートによる各企業の工業用水需要ニーズの把握
- ・ 基本水量増量に伴う基本料金減免制度の広報

第6章 計画の推進

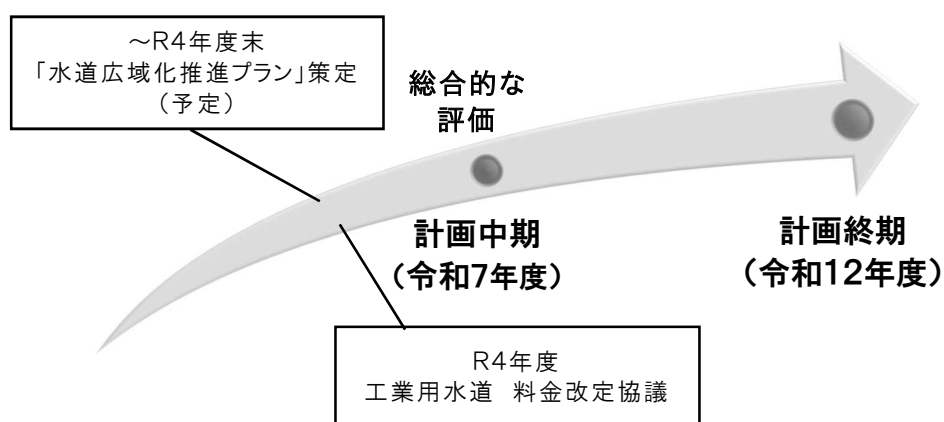
「企業庁経営戦略」に掲げた基本理念や目標の実現に向けた取り組みを確実に推進していくため、毎年度、目標指標の達成度や進捗状況について、外部の意見等も参考にしながら、PDCAサイクルに基づき、評価を行い、取り組みの見直し・改善を行います。



図表 6-1 PDCA サイクル

これまでからも安定した供給に多大な影響を与える地震や豪雨災害に対してアセットマネジメント計画を変更するなど柔軟に対策を進めてきたことから、「企業庁経営戦略」の計画期間においても新たな自然災害や危機事案に対して迅速かつ柔軟に対応できるよう、人員の確保を含めて取り組んでいきます。

また、「企業庁経営戦略」の計画期間の前半には県「水道広域化推進プラン」や工業用水道事業の料金改定協議などが予定されていることから、計画中期である5年後（令和7年度）にはそれらの状況を踏まえるとともに、目標指標や経営状況を総合的に評価し、必要に応じて「企業庁経営戦略」の見直しを行います。



図表 6-2 計画期間を通した評価

資 料 編

- 収支見通し算定条件
- 用語集
- 工業用水道 受水企業アンケート集計結果
- 滋賀県企業庁水道ビジョン懇話会委員

収支見通し算定条件

1.水道用水供給事業

| 費目 | | 算定条件 | |
|-------|----|------------|----------------------------------------------|
| 収益的収支 | 収益 | 給水収益 | 34 ページの水量および料金単価により算出 |
| | | 長期前受金戻入(※) | 減価償却費と同様に算出 |
| | | その他営業外収益 | 受取利息や他会計負担金を計上 |
| | 費用 | 維持管理費 | 人件費、動力費、修繕費、薬品費、委託料などを近年の実績値を基に算出し計上 |
| | | 減価償却費 | 地方公営企業法施行規則別表に定める種類の区分ごとに応じた耐用年数により定額法を用いて算出 |
| | | 支払利息 | 償還年数に応じて償還利率を設定し算出 |
| | | その他 | 資産減耗費(※)および雑支出を計上 |
| 資本的収支 | 収入 | 企業債 | 建設改良費から出資金および補助金を除いた額に起債充当率を乗じて算出 |
| | | 他会計出資金 | 吉川浄水場耐震対策工事に対して総務省の繰出基準に基づき、一般会計出資金を計上 |
| | | 補助金 | 厚生労働省の生活基盤施設耐震化等交付金の対象となる建設改良費に対して補助率見合分を計上 |
| | | その他 | 一般会計貸付金償還金などを計上 |
| | 支出 | 建設改良費 | 投資計画に基づき算出 |
| | | 企業債償還金 | 償還年数に応じた元利均等償還として算出 |
| | | その他 | 固定資産購入費などを計上 |

(※)長期前受金戻入…建設改良費のうち補助金相当額の減価償却見合い分を毎年度収益化するもの。
 資産減耗費…既存施設の更新時に減価償却費として費用化されていない額を資産減耗費として計上するもの。

2. 工業用水道事業

| 費目 | | 算定条件 | |
|-------|----|------------|----------------------------------------------|
| 収益的収支 | 収益 | 給水収益 | 37 ページの水量および料金単価により算出 |
| | | 長期前受金戻入(※) | 減価償却費と同様に算出 |
| | | その他営業外収益 | 受取利息や他会計負担金を計上 |
| | 費用 | 維持管理費 | 人件費、動力費、修繕費、薬品費、委託料などを近年の実績値を基に算出し計上 |
| | | 減価償却費 | 地方公営企業法施行規則別表に定める種類の区分ごとに応じた耐用年数により定額法を用いて算出 |
| | | 支払利息 | 償還年数に応じて償還利率を設定し算出 |
| | | その他 | 資産減耗費(※)および雑支出を計上 |
| 資本的収支 | 収入 | 企業債 | 企業債の借入れは見込んでいない |
| | | 他会計出資金 | 一般会計出資金は見込んでいない |
| | | 補助金 | 経済産業省の工業用水道事業費補助金の対象となる建設改良費に対して補助率見合分を算出 |
| | | その他 | 一般会計貸付金償還金などを計上 |
| | 支出 | 建設改良費 | 投資計画に基づき算出 |
| | | 企業債償還金 | 償還年数に応じた元利均等償還として算出 |
| | | その他 | 固定資産購入費などを計上 |

(※)長期前受金戻入…建設改良費のうち補助金相当額の減価償却見合い分を毎年度収益化するもの。
 資産減耗費…既存施設の更新時に減価償却費として費用化されていない額を資産減耗費として計上するもの。

用語集

◎あ行

| 語句 | 説明 |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ICT [あいしーていー] | Information and Communication Technologyの略称。 情報通信技術のこと。 |
| アセットマネジメント [あせつとまねじめんと] | 施設や管路のライフサイクルコスト(整備から維持管理まで全体にかかる費用)を考慮し、適切な時期に改修を行い、耐用年数の延命を行うことで将来も含む総コストの縮減を図ること。 |
| 異臭味 [いしゅうみ] | 水道水の臭味(臭気および味)が異常な場合を指す。特に富栄養化した水源によるかび臭が注目されており、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールが臭気物質として確認されている。 |
| 一日最大給水量 [いちにちさいだいきゅうすいりょう] | 年間の一給水量のうち最大の値をいう。 |
| AI [えーあい] | Artificial Intelligence の略称。 人工知能のこと。 |
| SDGs [えすでいーじーず] | Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称。 2015年9月に国連サミットで採択された「経済」、「社会」、「環境」のバランスを取りながら持続可能な社会を実現するため、全ての国に共通する2030年までの目標のこと。 |
| 液状化 [えきじょうか] | 地震によって地盤が一時的に液体のようになってしまう現象。 埋立地や河口などの砂質の地盤で起こり、地盤の上の建物を傾かせたり沈ませたりする。 |

◎か行

| 語句 | 説明 |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 活性炭処理 [かっせいたんしより] | 原水に異臭味(におい等)が認められるときに、活性炭を投入し、異臭味等を吸着させ、除去する処理のこと。 |
| 管路管理システム [かんろかんりしすてむ] | 地図上に浄水場、調整池、配水管、弁等の水道施設の位置やその容量、口径等の詳細情報を登録、編集することができるシステムのこと。 水道施設工事全般、漏水復旧対応、埋設物調査等の業務で利用している。 |
| 企業債 [きぎょうさい] | 地方公営企業が行う水道施設の更新など建設改良等に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。 |
| 給水収益 [きゅうすいしゅうえき] | 水道事業会計における営業収益の一つで、公の施設として水道施設の使用について徴収する使用料のこと。 |
| 繰上償還 [くりあげしょうかん] | 企業債の償還途上において据置期間経過後、満期償還期日以前に借入金の全部または一部を償還すること。 資産の除却などに伴い借入資金の借入れの目的が失われた場合のほか、高利債の整理や低利債への借換えなど金利負担軽減の目的で行われる。 |

| | |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 経営戦略 [けいえいせんりやく] | 総務省が公営企業に対し、将来にわたって事業を継続していくために策定することを要請している中長期的な経営の基本計画。 |
| 経常収支比率 [けいじょうしゅうしひりつ] | 経常収益の経常費用に対する割合で、事業の経営状況(黒字、赤字)を示す指標。100%以上あれば黒字である。 |
| 減価償却(費) [げんかしょうきやく(ひ)] | 施設や設備などの長期間にわたり使用する固定資産の取得原価を耐用年数の間、定期的に費用として配分していく仕組みのこと。 また、減価償却の手続きにより費用とされた固定資産の減価額を減価償却費という。 |
| 建設副産物 [けんせつふくさんぶつ] | 建設工事に伴い副次的に得られた物品の総称。 「工事現場外に搬出される建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」、「建設発生木材」、「建設汚泥」、「紙くず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。)および陶器くず」またはこれらのものが混合した「建設混合廃棄物」などがある。 |
| 工業用水道事業 [こうぎょうようすいどうじぎょう] | 製造業、電気供給業、ガス供給業および熱供給業の用に供する水(水力発電用、飲用を除く)のことを「工業用水」といい、一般の需要に応じ工業用水道により工業用水を供給する事業を「工業用水道事業」という。 |

◎さ行

| 語句 | 説明 |
|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| CO ₂ ネットゼロ [しーおーつーねっとぜろ] | 2050年までに人為的な二酸化炭素の実質ゼロを目指す取り組みのこと。 滋賀県は2020年1月にCO ₂ ネットゼロを目指して多様な主体と連携して取り組む「しがCO ₂ ネットゼロ」ムーブメント」キックオフ宣言を行っている。 |
| 事業継続計画(BCP) [じぎょうけいぞくけいかく(びーしーぴー)] | 地震等の自然災害、パンデミック、事故、テロなど水道事業の継続に大きな影響を与える様々な危機事案が発生した場合において、被害を最小限にとどめるとともに、災害発生前の業務水準まで早期の復旧を図るための手続きなどを定めた計画のこと。 |
| 資本的収支 [しほんてきしゅうし] | 主として建設改良および企業債に関する収入および支出のこと。 資本的収入には企業債、国庫補助金などを計上し、資本的支出には建設改良費、企業債償還金などを計上する。 |
| 収益的収支 [しゅうえきてきしゅうし] | 企業の経常的経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出のこと。 水道事業の収益的収入には給水サービスの提供の対価である料金などの給水収益のほか、長期前受金戻入などを計上し、収益的支出には給水サービスに必要な人件費、動力費、減価償却費などを計上する。 |
| 集中監視制御システム [しゅうちゅうかんせいぎよしすてむ] | 複数の制御対象施設などの運用を効率的、一元的に管理を行うためのシステムであり、監視盤、操作卓、計算機設備などの装置で構成されている。 |
| 浄水発生土 [じょうすいはっせいど] | 浄水処理の過程で発生する汚泥を太陽の熱や風により自然乾燥処理したものの。 |
| 小水力発電 [しょうすいりょくはつでん] | 一般河川や農業用水、水道施設などを利用して行う小規模な水力発電のこと。出力1,000kwh以下の発電を指す場合が多い。 |

| | |
|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) [しんがたころなういるすかんせんしょう] | コロナウイルスの一種で、2020年初めから世界的な規模で感染者が発生し、社会や経済に大きな影響を与えている。接触感染や飛沫感染で感染する。 |
| 新地方公営企業会計制度 [しんちほうこうえいきぎょうかいけいせいど] | 地方公営企業の新たな会計制度。 地方公営企業の経営の自由度を高めるとともに、効率的、効果的な運営に資する確かな財政情報を整備するため見直しが行われたもの。平成26年度予算および決算からの適用となった。 |
| 水質基準 [すいしつきじゆん] | 水道法で定められている水道の水質の基準で、水道事業者に検査が義務付けられている。令和2年4月1日時点の検査項目は51ある。 |
| 水道広域化推進プラン [すいどうこういきかすいしんぶらん] | 市町村等の実施する水道事業について、市町村の区域を越えた広域連携を推進するためのプランのこと。 厚生労働省および総務省から都道府県に対して令和4年度末までに、策定し、公表することを要請している。 |
| 水道GLP [すいどうじーえるぴー] | 水道水質検査優良試験所規範(Good Laboratory Practice)の略称。 水道水質検査結果の精度と信頼性を確保するための基準で、(公)日本水道協会が認定している。 |
| 水道事業 [すいどうじぎょう] | 一般の需要に応じて水道により水を供給する事業のこと。 給水人口が101人以上5,000人以下の事業を「簡易水道事業」、給水人口が5,001人以上の事業を「上水道事業」という。 |
| 水道事業ビジョン [すいどうじぎょうびじょん] | 厚生労働省が水道事業者に対し、今後も、国民が水道の恩恵を享受し続けることができるよう、水道事業者が50年後、100年後の将来を見据えて取り組むべき施策等を示すために策定することを要請している計画。 |
| 水道用水供給事業 [すいどうようすいきょうきゅうじぎょう] | 末端給水事業者(一般家庭などに水道を供給する事業者)に水道用水を供給する事業のこと。 |

◎た行

| 語句 | 説明 |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ダウンサイジング [だうんさいじんぐ] | 施設の更新時に、施設の規模を縮小すること。 |
| 長期前受金戻入 [ちようきまえうけきんれいにゆう] | 償却資産の取得または改良に伴い交付される補助金、一般会計負担金の減価償却見合い分のこと。 平成26年度からの地方公会計基準の見直しにより適用されている。 |
| トリハロメタン [とりはろめたん] | メタン(CH ₄)の水素原子3個が、塩素、臭素、あるいはヨウ素に置換された有機ハロゲン化合物の総称のこと。 原水中に存在する有機物を塩素処理することによって発生する。 |

◎な行

| 語句 | 説明 |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内部留保資金 [ないぶりゆうほしきん] | 減価償却費などの現金支出を伴わない支出や収益的収支における利益によって生じた企業内に留保される自己資金のこと。損益勘定留保資金や建設改良積立金などがある。 将来の投資資金として確保されたり、資本的収支の不足額における補てん財源などに用いられる。 |
| 南海トラフ地震 [なんかいとらふじしん] | 駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源として、100年から150年の周期で発生している地震。 発生した場合は、滋賀県でも大きな被害が発生することが見込まれている。 |

◎は行

| 語句 | 説明 |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 非常用発電設備 [ひじょうようはつでんせつび] | 電力会社からの電源供給が途絶えた時や受変電設備の故障時に事業所内で必要な電力を自前で賄うための非常用電源として、電力を確保するために設置している設備のこと。 |
| P D C A サイクル [ぴーでいーしーえーさいくる] | PDCAサイクルとは管理計画を作成(Plan)し、その計画を組織的に実行(Do)し、その結果を内部で点検(Check)し、不都合な点を是正(Action)したうえでさらに元の計画の継続的改善を図ろうとするもの。 |
| 琵琶湖森林パートナー協定 [びわこしんりんぱーとなーきょうてい] | 県森林政策課がコーディネーターとなり、企業等の団体と生産森林組合とが協同して森林整備事業を行うことを目的とし締結する協定のこと。 |

◎ま行

| 語句 | 説明 |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 水安全計画 [みずあんぜんけいかく] | WHO(世界保健機関)で提唱されている水源から給水栓に至る各段階で危害評価と危害管理を行い、安全な水の供給を確実にするために構築する水道システムのこと。 |

◎ら行

| 語句 | 説明 |
|-------------------------|------------------------------------------------------|
| 料金回収率 [りょうきんかいしゅうりつ] | 給水にかかる費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することができる。 |

工業用水受水企業アンケート集計結果

1. アンケート調査対象

令和2年7月実施

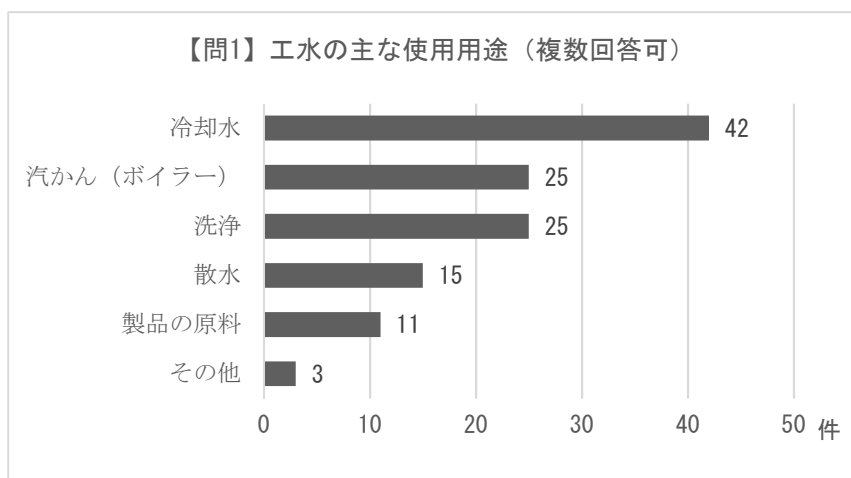
工水受水企業 南部工業用水道：43社、彦根工業用水道：14社 計57社

2. 回答率 84%

3. 集計結果

【問1】工業用水の主な使用用途について、ご回答ください。（複数回答可）

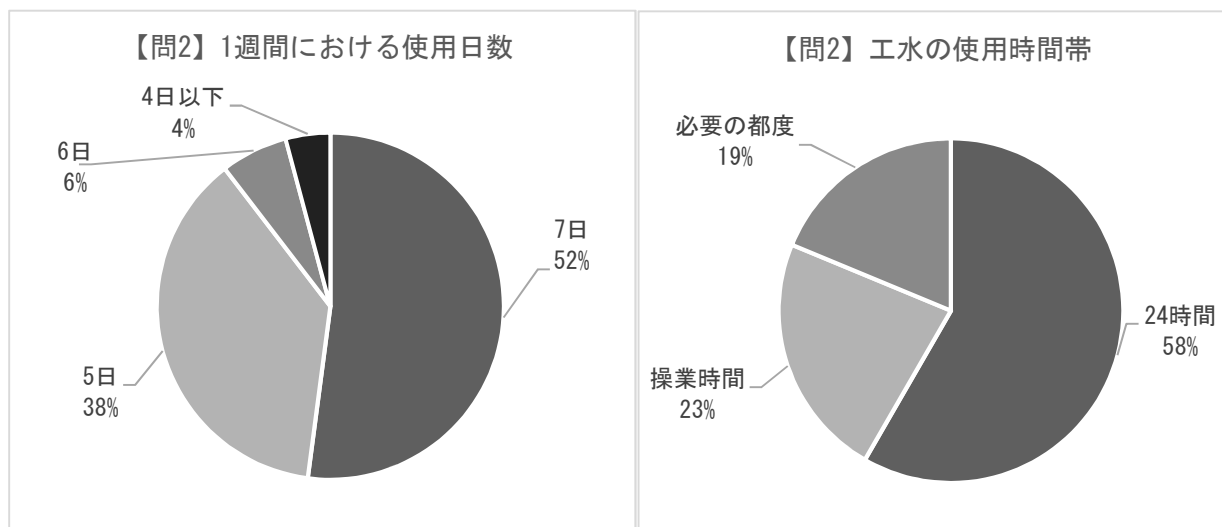
・主に冷却水として使用されていることが多い。



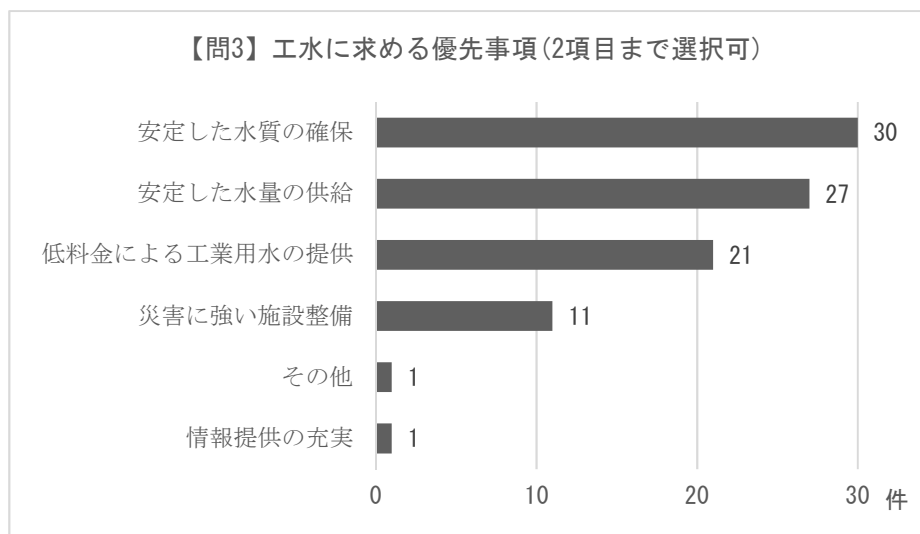
【問2】工業用水の使用状況について、ご回答ください。（通常の使用状況をご回答ください）

・1週間における使用日数は7日と答えた企業が全体の52%である。

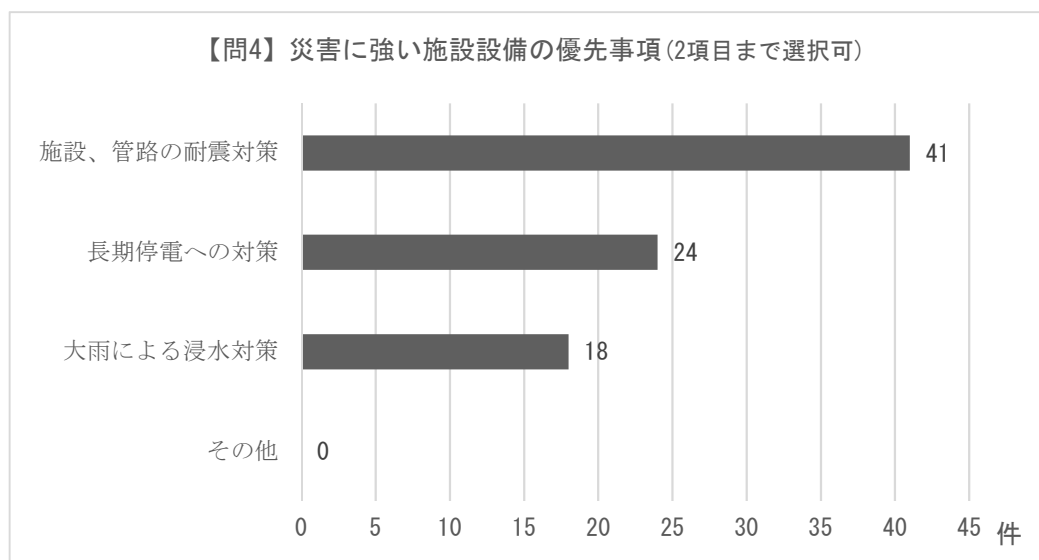
・使用時間帯については、24時間使用している企業が全体の58%である。



【問3】工業用水に求める優先事項について、ご回答ください。（2項目まで選択可）
 ・「安定した水質の確保」、「安定した水量の供給」、「低料金による工業用水の提供」の順に重要視されている。



【問4】災害に強い施設整備における優先事項について、ご回答ください。（2項目まで選択可）
 ・「施設・管路の耐震対策」が最も重要視されている。



【問5】新たな技術の導入について（自由記述）

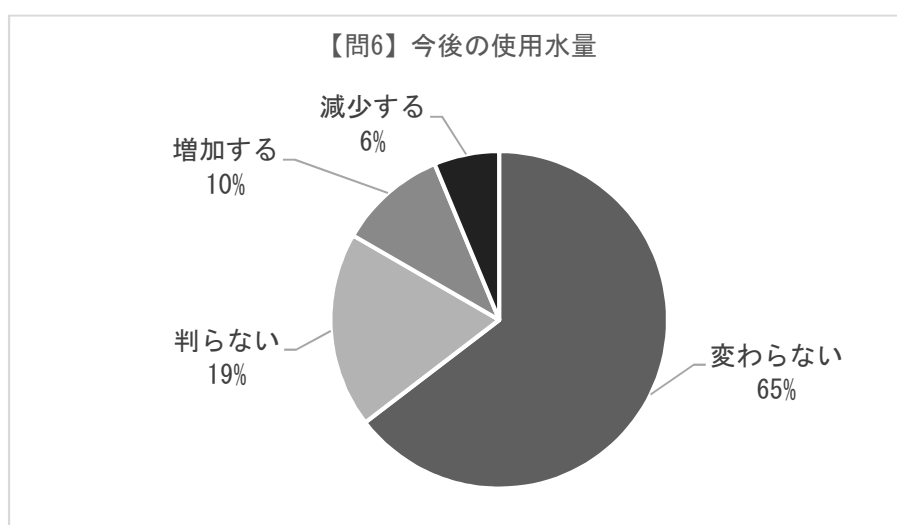
サービス向上や経費削減につながる新たな技術について、ご意見または情報提供をお願いします。

- ・最も多かったのは「スマートメーターの導入」だった。

| | 回答数 |
|------------------------------|-----|
| スマートメーターの導入 | 5 |
| 瞬時流量のデータ化 | 1 |
| リアルタイムの水質データ、インフラ状況等をネット上で公開 | 2 |
| オンライン監視等による人の作業の削減 | 1 |
| アンケートのウェブ化 | 1 |
| 省エネ機器への更新 | 1 |
| 水質の安定 | 1 |
| 埋設管の老朽化対策 | 1 |

【問6】今後の使用水量についてお答えください。

- ・「変わらない」と答えた企業が過半数である。



滋賀県企業庁水道ビジョン懇話会 委員

| 氏 名 | 役 職 等 |
|--------|----------------------------------------|
| 杉澤 喜久美 | 公認会計士 |
| 高木 茂子 | 近江八幡市商工会議所 女性部会長 有限会社 ラビットハウス 代表取締役 |
| 辰巳 修二 | 京都市上下水道局 水道部 担当部長 |
| 西谷 順平 | 立命館大学教授 |
| 山田 淳 | 立命館大学名誉教授 |

(敬称略、五十音順)